

建産連 ニュース

'20/7
No. 165



「写真提供：深谷市総務部新庁舎建設推進室」

建産連ニュース・目 次

表紙写真

深谷市役所新庁舎

◆卷頭言

- 我慢から辛抱へ意識の改革をコロナの後に (沼尻 芳治) 2

◆行政情報

1. 深谷市役所新庁舎の建設について 3
2. 建設工事の品質確保・向上を目指して 8
3. 食品ロス削減の促進について —災害用備蓄食料の活用— 14

◆県内プロジェクト紹介

1. 高度浄水処理施設の整備について 17

◆告知板

1. 建物解体時のフロン類回収に係る規制が強化されました 21
2. 建築基準法の中間検査の特定工程の見直しについて 25

◆担い手確保・育成コーナー

1. ものづくり大学卒業生の就職動向について 27
2. 工業高校卒業生の就職動向について 29
3. ワンポイント講座（総合評価方式） 30
4. ワンポイント講座（工事検査） 31
5. 講習会のご案内 33

◆県内経済の動き

1. 県内の公共工事等の動き(令和元年度) 34

◆会員だより

1. 会員からのお知らせ 36
2. 連合会日誌 36
3. 総会の結果について 37

◆編集後記

- 41

巻頭言

我慢から辛抱へ意識の改革を コロナの後に



埼玉県電気工事工業組合
理事長 沼 尻 芳 治

今年の1月16日に、国内で初めて新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生が確認され、2月には新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策、同基本方針、3月には新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行、4月には緊急事態宣言が発出され、人との接触機会を8割程度低減するための我慢を強いられた。

ウイルスがある程度収束したとしても、特効薬ができない限り完全な終息には遠く、我々は当分の間ウイルスと共に存を余儀なくされる。このことは、これまでの世界の在り方、人々の行動や常識までも変えてしまう可能性がある。

今回のコロナ騒動は、グローバル化により社会的、経済的な活動をするため、人や物の動きが旧来の国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大したために世界規模の流行となり、感染拡大の防止には、人の動き（接触）を制限することが重要とされ、経済活動に大きな影響を与えている。

一方、これを引き金にサイバー空間におけるグローバル化は、より一層、加速していくと思われる。とは言っても、我々の電気工事業（建設業）の現場においては、人間が直接係わらざるを得ない場面が多く、AI、IoTなどのサイバー空間の活用は、保守管理等の監視システムには導入が期待されているが、なかなか進んでいないのが実情である。

しかしながら、商談、会議等においてはWeb会議システムを導入することにより、接触を避けることができる。このシステムは、実際体験してみると、移動の必要が無い等、効率的であることに気づく。埼玉県電気工事工業組合でも、理事会や委員会等に本システムの導入を進めている。また、来年度は更なるサイバー空間を活用した業務の推進を図るため若干名の専門職員の採用も計画している。

最後に、埼玉県電気工事工業組合は今年12月に創立70年を迎える。来年の6月に予定している記念式典において、「組合のあるべき姿」「業務遂行のために必要な経営資源の効果的な配分計画」などの施策を策定し組合員に紹介するため、昨年「ビジョン策定委員会」を立上げた。この中でも、ITの拡充等についても検討されているが、今回のコロナ騒動でその実行は加速するものと期待する。

新しい生活様式となつても、我々の業界は変化を受け入れ継続、前進しなければならない。今のこの状況をピンチでは無く新たなビジネスモデルを生み出すチャンスと捕らえ、我慢から辛抱へ意識を変えることが肝要となろう。

行政情報

1

深谷市役所新庁舎の建設について

深谷市総務部 新庁舎建設推進室

経緯

旧庁舎は、昭和41年に建設され、建設から今年で54年が経過しました。平成23年度に行った耐震診断では、耐震性が著しく不足していることが判明し、万一の大規模地震の際、防災拠点としての役割が果たせない状況であることがわかりました。

平成23年の東日本大震災の教訓を活かし、被災時に市民の生命と財産を守り、迅速な防災・救援活動を行うためにも、市役所庁舎が防災拠点としての役割を果たすことが必要不可欠であること、さらに、老朽化や狭隘化、分散化といった多くの問題を解決し、市民サービスの向上を図ることが急務であることなどから、耐震化対策について様々な観点から検討を行い、耐震性の低い外部庁舎を集約し、旧庁舎の南側に新庁舎を建設することとしました。

庁舎の概要

敷地面積：14,608.3m²

用途地域：商業地域

建築面積：4,790.55m²

延床面積：14,612.08m²

構造：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造（免震構造）

階数：地上4階建

工期：平成30年5月～令和2年5月（25か月）

建設工事費：72億9千万円

庁舎建設の流れ

- ①基本計画（平成27年4月～平成28年3月）
- ②基本設計・実施設計（平成28年7月～平成30年3月）
- ③新庁舎建設（平成30年5月～令和2年5月）
- ④旧庁舎解体・新庁舎外構（令和2年6月～令和3年6月予定）

庁舎の特徴

設計は、基本計画において掲げた5つの基本理念の実現に加え、『市民に親しまれ、魅力あるまち「ふかや」を発信し、まちづくりの活性化につながる深谷らしい新庁舎』を目指して進められました。

5つの基本理念

2

市民サービスの向上 を目指した庁舎

- 主に市民が利用する窓口部門を1階に集約配置し、市民の利便性を高め、効率的な市民サービスの提供を図ります。
- カウンター周辺及び待合い空間に適切な距離を取り、プライバシーの保護に配慮します。

1

市民にとって 安全・安心な庁舎

- 免震構造を採用し、防災中枢拠点としての建物の安全性、業務継続性を確保します。
- 低層することで、重心を低く、堅牢な庁舎とし、災害時の避難動線にも配慮します。

3

人にやさしく、 市民に開かれた庁舎

- 新たに整備される新駅通り線を考慮し、敷地西側に、市民広場とメインエントランスを計画します。
- 階内メインエントランス付近に多目的ホールを設置し、また3階西側に、4階講堂との一体感のある吹抜け空間を設けることで、市民が気軽に立ち寄れ、利用しやすい庁舎とします。

4

自然環境にやさしい庁舎

- 深谷市の自然環境と庁舎の形状を活かし、環境負荷低減を図ります。
- レンガの特性を活かしたレンガウォールを外壁に使用することで、日差しをさえぎり自然通風を取り入れるなど熱負荷を低減し、環境に配慮した庁舎とします。

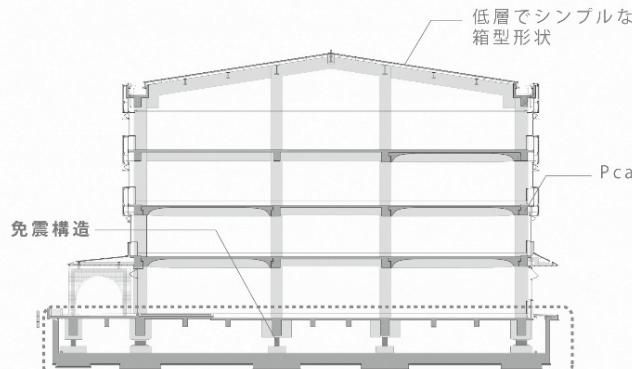
5

シンプルで機能性と 経済性に優れた庁舎

- 低層かつシンプルでバランスの良い整形することで、維持管理のしやすい庁舎とします。
- 執務スペースは、各部署間に壁や仕切り等を設けないオープンな空間とし、行政需要の変化に伴う組織改正等に柔軟に対応可能なレイアウトとします。

1. 市民にとって安全・安心な庁舎

低層で地震に強いシンプルな箱型形状とし、安全性や災害対策への適合性に優れた免震構造を採用。免震装置は積層ゴム支承55基、転がり支承35基、オイルダンパー8基をバランスよく設置しました。また、構造体はP C a（プレキャストコンクリート）構造により、高い耐震性と耐久性及び品質を確保しています。



断面図

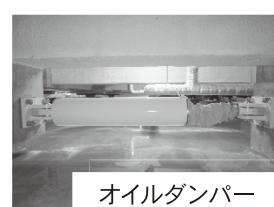
非常用発電設備（72時間対応）に加え、大規模な太陽光パネルにより、災害等が発生し停電が起きた場合にも、十分な電力を確保しています。また、天井は仕上げのない構造体のP C aリブ床板とし、地震による落下事故から機器や人的被害を防ぐなど、災害時にも庁舎機能を維持し、業務継続を可能としました。



積層ゴム支承



転がり支承



オイルダンパー

天井レスのPCaリブ床板

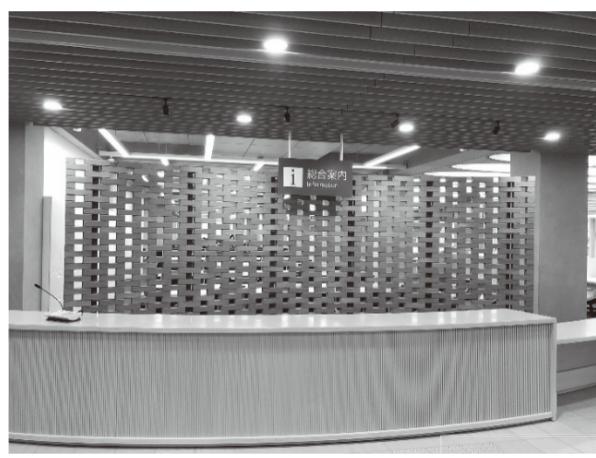
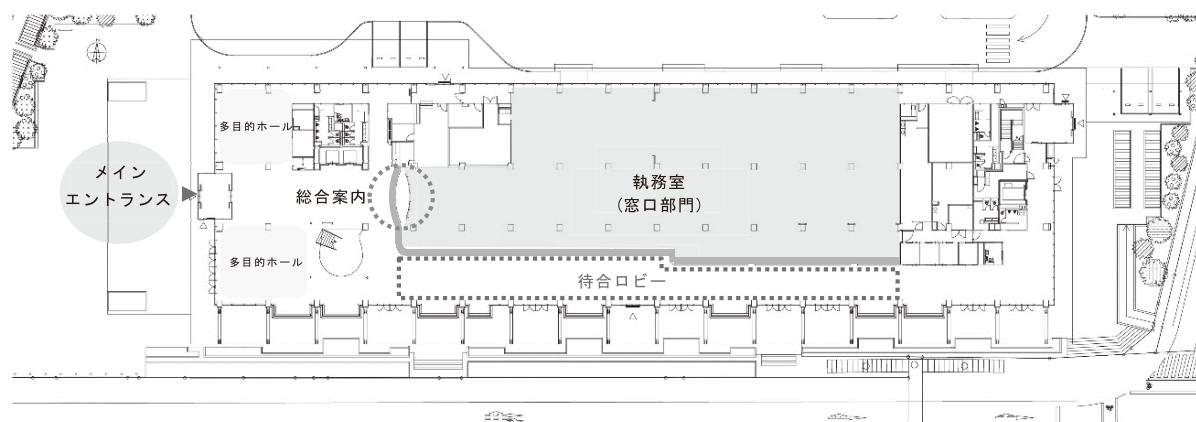
地震による落下事故を防止する。



天井レスの執務空間

2. 市民サービスの向上を目指した庁舎

市民が快適に利用できるワンフロアサービスの提供を可能にするため、市民が多く利用する窓口部門を1階に集約配置しました。また、西側のメインエントランスから分かりやすい位置に総合案内を配置し、来庁者の迅速な案内が行えるようにしています。



総合案内

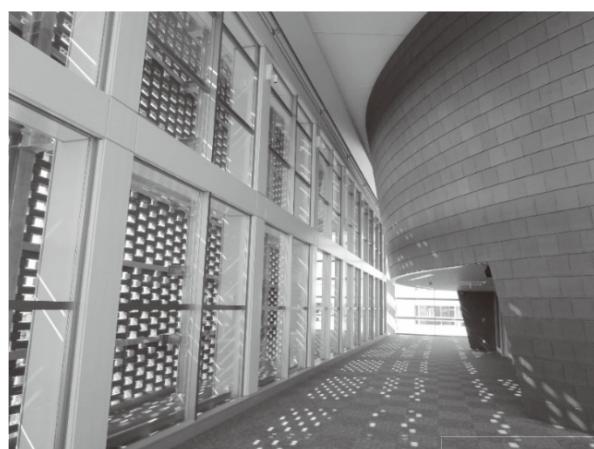
3. 人にやさしく、市民に開かれた庁舎

○低層でわかりやすいフロア構成

日常的に市民が利用する各種申請や証明発行、福祉・子育て部門は1階、自治会活動やボランティア活動の支援部門及び専門性の高い都市整備・産業振興部門は2階、市民利用の少ない企画・総務部門は3階、独立性の高い議会部門は4階に配置し、機能を明確にした階構成で利用者にわかりやすい庁舎としました。

○市民利用を促進する施設構成

市民利用エリアと執務エリアを明確に分け、十分にセキュリティを確保した中で、西側の1階多目的ホール、2階会議室、3階会議室等を開放し、閉庁時においても多様な市民利用ができるようにしています。また、3階西側には4階議場と一体感のある吹抜け空間を設け、このスペースをミーティングやイベント等に利用できる開放感のある空間とすることで、市民に開かれた庁舎としました。

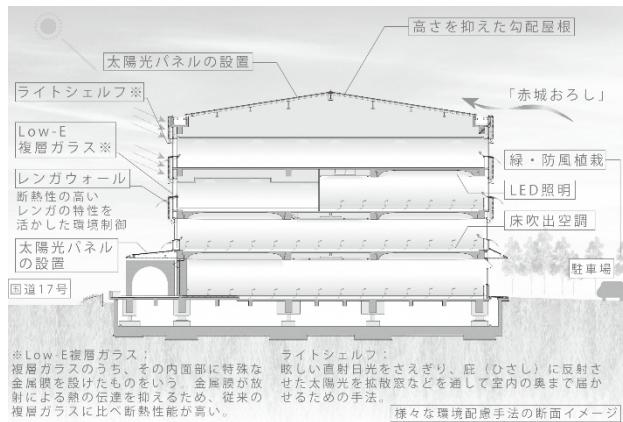


吹抜け空間

4. 自然環境にやさしい庁舎

深谷市の豊かな日射を最大限に活かし、大屋根には約150kWの大規模な太陽光パネルを設置。建物は低層化することで外壁面を小さくし、熱負荷の軽減を図っています。照明は全館LED照明とともに、自然採光を取り入れ消費電力を削減するなど、自然環境と庁舎の形状を活かし、環境負荷の低減に努めました。

また、市にゆかりのあるレンガの特性を活かした外壁を使用することで、日差しをさえぎり自然通風を取り入れるなど、環境にやさしく、快適な室内環境を構築しています。



5. シンプルで機能性と経済性に優れた庁舎

ワンフロアが広くオープンな執務室に、組織に応じた配置にとらわれず、規則的に什器を配置するユニバーサルレイアウトとすることにより、組織改変など将来の変更に柔軟に対応できる執務空間としました。また、窓口カウンターを共有化することで、効率的な窓口利用とカウンター長さの圧縮により経済性を確保しています。



執務空間



ユニバーサルレイアウト

空調は災害時のリスク分散化も考慮してガス・電気併用とし、部屋の使い勝手に応じて中央熱源・個別熱源の最良な組み合わせを行うことで、維持管理費を低減します。また、建物管理には、中央管理システム「BEMS」を導入し、施設の運用状況、保守管理、保全修繕費などのデータを蓄積・利用することで効率的な建物管理を行い、修繕更新費等の低減を図ります。

行政情報

2

建設工事の品質確保・向上を目指して ～不可視部分のより良い施工管理 パート4～

埼玉県総合技術センター

公共工事は施工時の安全を第一に、優れた品質、適正な価格と工期が求められています。

“優れた品質”とは、構造物そのものに対する信頼性や耐久性のほか、使いやすさなど利用者からの評価も含まれています。

また、優れた品質の確保には出来栄えのみならず、完成後に見えなくなってしまう「不可視部分」での確実な施工とその記録が極めて重要となります。

このため、当センターでは埼玉県建設工事検査要綱に基づき、完成検査や中間検査時に不可視部分を重点的に検査しております。特に請負代金額が1億円以上かつ工期が6ヶ月以上の工事については、これまでの中間検査の原則複数回実施に加え、令和元年度以降の公告工事から、「中間検査に伴う成績評定」も実施しています。

「不可視部分」の検査時に見受けられた事例については、これまで本誌同月号において「不可視部分のより良い施工管理」と題してシリーズ化し、紹介してきました。

本稿では、前半で令和元年度の建設工事検査実施状況をお示しするとともに、後半ではシリーズ化した「不可視部分のより良い施工管理」“パート4”を施工管理のポイントとともに紹介しますので参考にしてください。

1. 建設工事検査実施状況

令和元年度に総合技術センターの工事検査員が実施した検査件数は、次のとおりです。

■建設工事検査実施状況(総合技術センターの工事検査員実施分)

検査員区分	中間	完成	計(件)
土木	435	481	916
森づくり	39	41	80
農村整備	126	72	198
建築	102	106	208
設備	292	241	533
計	994	941	1,935

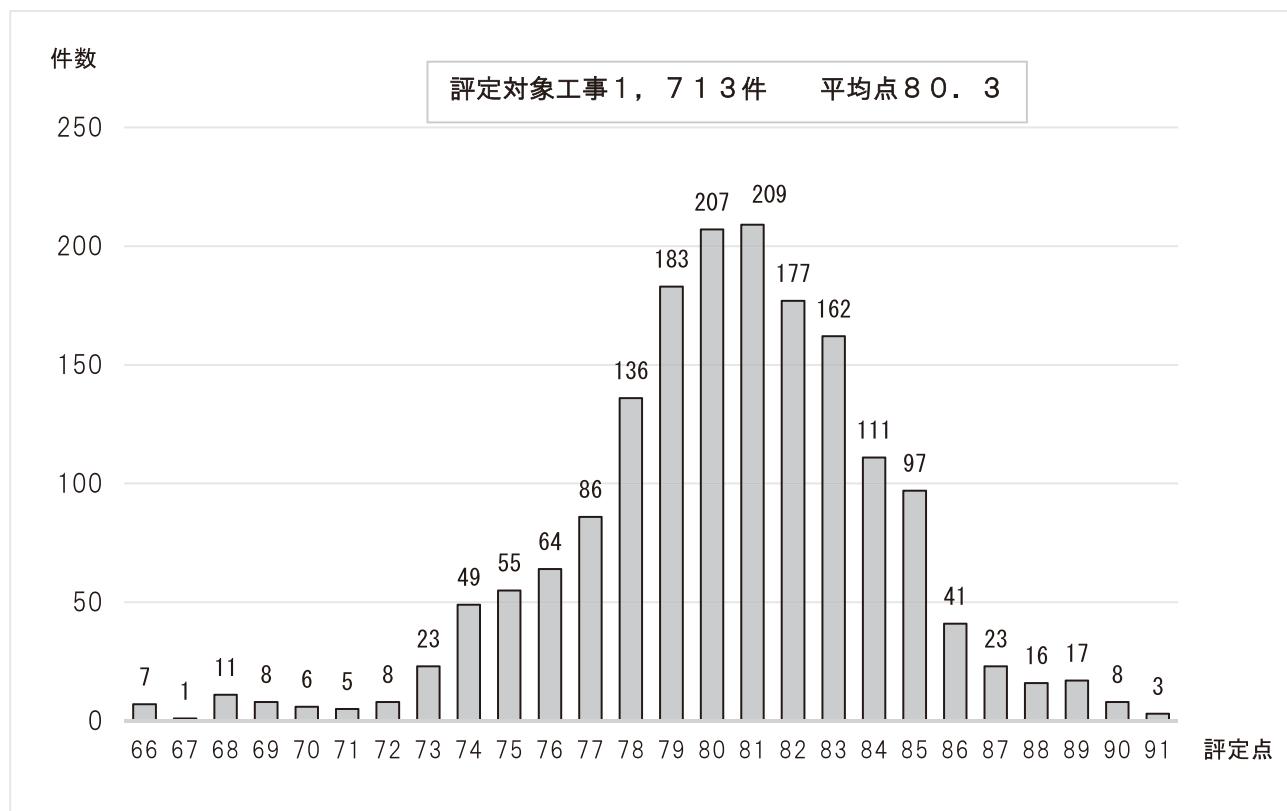
注:工事検査員は兼務検査員を含みます。(部分払検査は中間に含む)

2. 工事成績評定点平均

埼玉県発注の建設工事のうち、評定対象工事の平均評定点は以下のとおりです。

■埼玉県発注の評定対象工事(建設工事)		(令和元年度完成工事)
業種	評定対象工事件数	平均評定点
土木	677	81.2
建築	112	79.6
とび	79	79.9
電気	178	80.2
管	142	79.8
鋼構造物	23	80.5
舗装	290	80.8
塗装	37	76.2
機械	105	78.6
造園	14	80.8
水道	3	78.3
その他(消防・通信・防水)	53	77.8
計	1,713	80.3

※「埼玉県業者情報管理システムR1年度成績分布表」を集計(R2.5.12現在)



3. 主な工種における不可視部分のより良い施工管理のポイント

不可視部分は中間検査や段階確認で確認していますが、完成検査時には目視できないため、適切に施工されていることが写真で明確に確認又は判定できなければなりません。

適切に施工されていることがしっかりと確認できるよう、写真や書類等を整備しておくことが成績評定点のアップにつながります。

ここでは、工事検査員が検査を実施してきた工事の中から、皆様に注意していただきたい工種について施工管理のポイントを紹介します。

1) 土木工事

【コンクリート工】

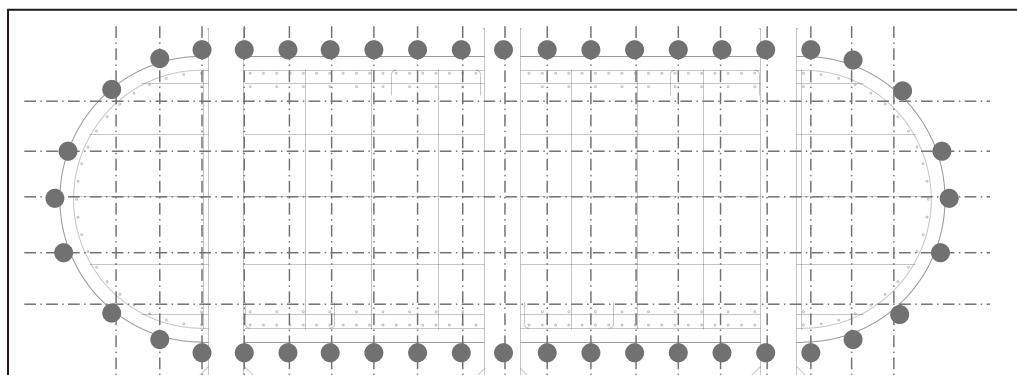
コンクリートの品質を確保するためには、運搬時間や気温に留意することに加え、適切に締固めを実施することが重要です。

このため、以下の項目について写真撮影し、検査時に確認できるようお願いします。

- ①コンクリートが鉄筋の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締め固めている。
- ②コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、バイブレーターを下層のコンクリート中 10 cm 程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締め固めている。

施工事例

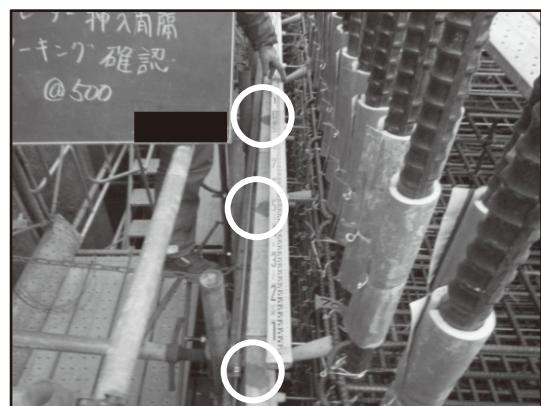
- ①型枠にバイブルーターの挿入位置をマーキング (@50 cm) し、挿入位置を明確にして十分締め固めた。



型枠へのマーキング配置図

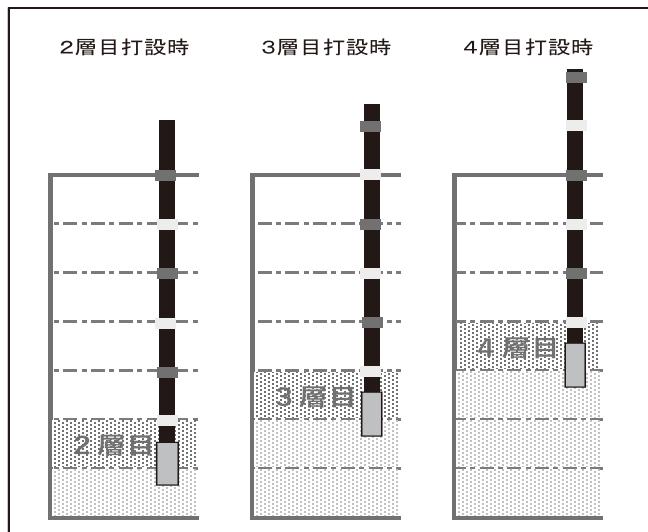


型枠へのマーキング状況



マーキング拡大写真

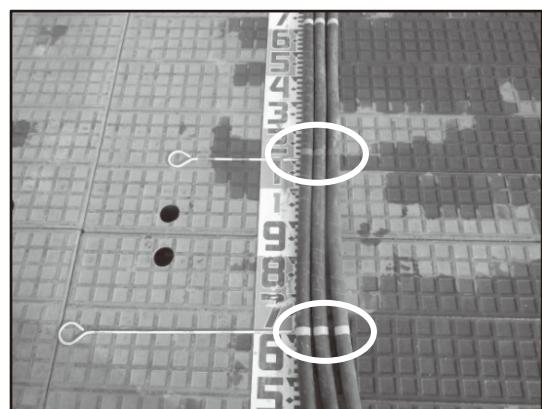
②バイブレーターのホースに生コンの層状の打設高さに合わせたマーキング（@50 cm）をし、確実に下層のコンクリート中に10 cm程度挿入できるようにして締め固めた。



バイブレーターマーキング図

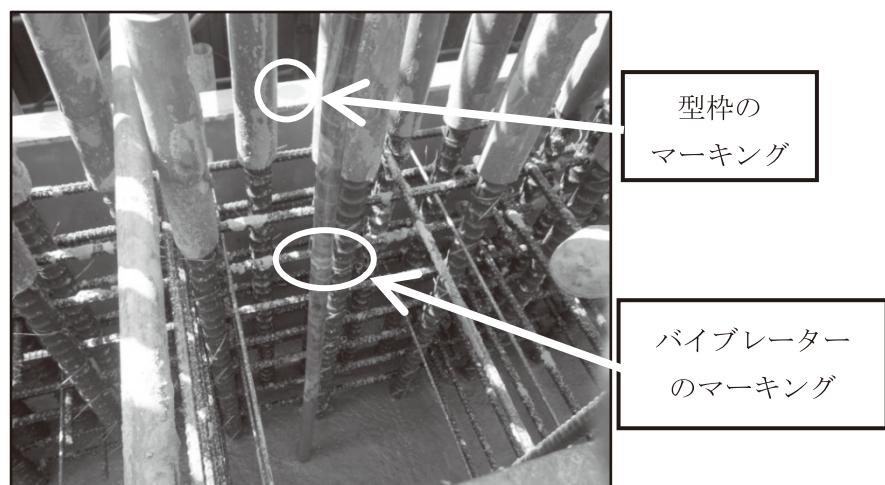


バイブレーターへのマーキング状況



マーキング拡大写真

①、②による締固め状況



2) 建築工事

【鉄筋工事】(柱主筋圧接による切断くず落下養生)

コンクリートは骨材などの性質を考慮して配合計算したものが練り混ぜられ、スランプ試験や強度試験などにより品質が確保されています。しかし、骨材中の不純物が一定量以上存在すると、硬化後のコンクリートの強度発現性や耐久性に悪い影響を及ぼすことになります。

柱主筋の現場圧接作業時に発生する鉄筋の切断くず(不純物)が型枠内部に入ると、コンクリートの打ち継ぎ面に混入し、コンクリートの品質低下を招いてしまいます。

写真は、切断くず(不純物)が型枠内部に進入しないようにシートで養生を行った事例です。



事前にシートで養生

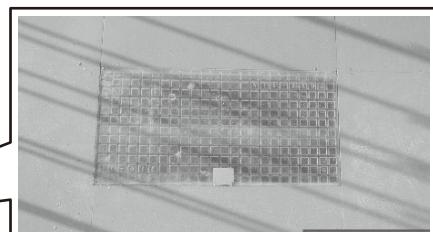


鉄筋圧接時の切断くず

【型枠工事】(スラブ型枠における下階への照度確保)

スラブ型枠をすべて合板で施工すると下階への自然光が遮断され、下階の室内が暗くなり、作業の安全性及び作業性が低下します。

写真は、スラブ型枠合板の一部に樹脂製型枠を使用することにより、室内作業における照度を確保し、安全性・作業性を向上させた事例です。



合板型枠の一部を樹脂製型枠

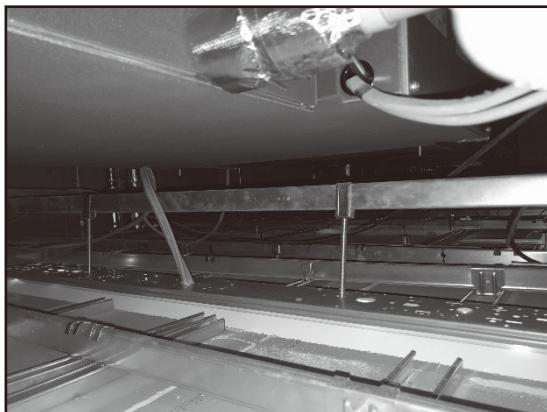


←室内作業における照度を確保

3) 設備工事

【電気設備工事】

- ①照明器具（ダウンライトを除く。）を天井に取付ける場合は、スラブその他構造体より吊りボルト等で支持します。ダクトが通る場所で直接吊りボルトの支持ができない箇所を含め、取付け状況を工事写真で確認できる必要があります。
- ②20W形の照明器具であっても、基本的にはスラブ等から吊りボルトで支持することになります。こちらも施工状況を工事写真で確認できる必要があります。



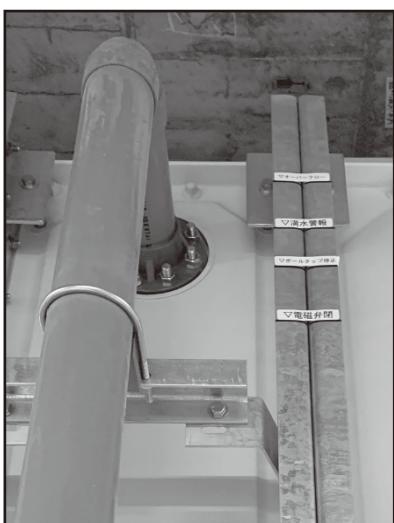
①支持バーを用いた取り付け状況



②廊下の 20W 形器具

【機械設備工事】

- ①受水タンクの写真です。内部の水位がわかりやすく外部に表示してあります。維持管理を配慮した工夫の一つです。
- ②排水管は、勾配をとることが肝要で、段階確認で確実にチェックする必要があります。これは、床ころがし配管のように横からの写真撮影が困難な場合の施工記録の一例です。



①受水タンクの水位表示



②排水管の勾配チェック

食品ロス削減の促進について　－災害用備蓄食料の活用－

埼玉県環境部 資源循環推進課
埼玉県福祉部 少子政策課

1 SDGs 実践の小さな一步へ

食品ロスは年間 612 万トン発生していると推計されており※¹、国民が毎日お茶碗 1 杯分を捨てていることになります。

2015 年に国連で採択された S D G s (持続可能な開発目標) においても、目標の一つに挙げられているなど国際的な課題となっており、昨年成立した「食品ロスの削減の推進に関する法律」においても、事業者に責務が課せられています。

皆様の事務所に更新時期を迎える災害用備蓄食料がありましたら、その活用から始める、というのはいかがでしょうか。



2 災害用備蓄食料の活用

災害用備蓄食料は、事業者の業務継続にとって必要なものであり、一定の期間（賞味期限）を迎える度に更新が必要となります。

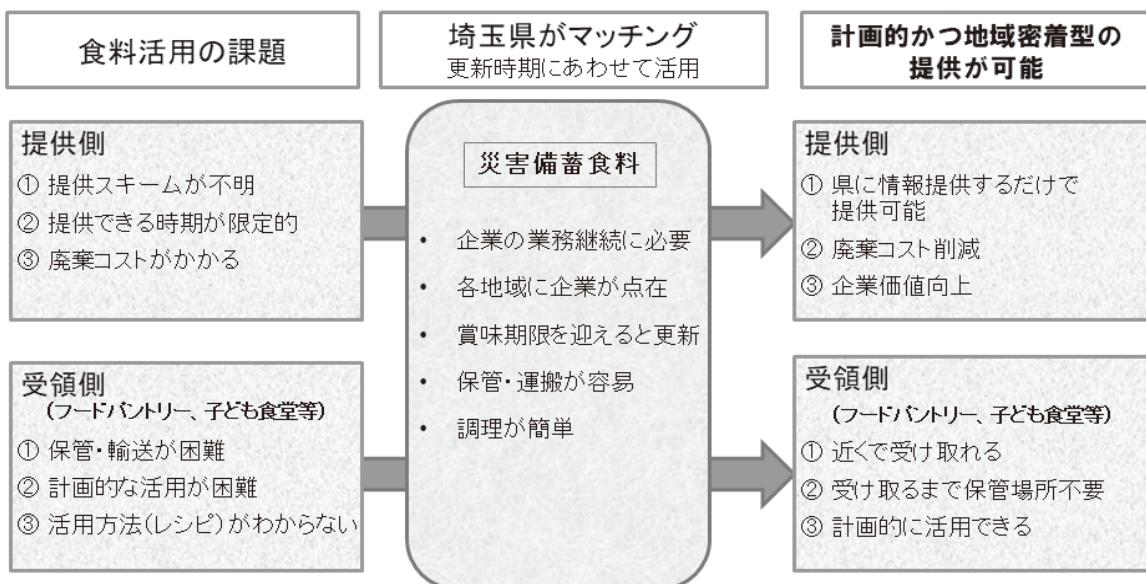
社員へ配布することもできますが、更新時にそのまま廃棄されるケースも少なくありません。

備蓄食料は、更新時期があらかじめ定められていて、そのまま食べられることからフードパントリー※²や子ども食堂※³でも大変喜ばれ、有効に活用していただくことが可能です。

近年、子どもの居場所として注目されている子ども食堂では、アルファ化米などの備蓄食品を使用して、防災学習を兼ねた炊き出しを行っているところもあります。

そこで、県では今年度、事業者の皆様が提供しやすいように、備蓄品のうち更新間近の食品等について、県へ情報提供いただき、提供事業者と食料を必要とされる団体とのマッチングを行っております。

<イメージ>



フードパントリーや子ども食堂は、県内各地域に開設されています。

備蓄食料の提供は、単に廃棄コストの削減につながるというだけでなく、社会貢献による企業価値向上のほか、地域の問題に取り組む団体等とのパートナーシップ構築にもつなげることもできるのではないかでしょうか。

なお、ご協力いただいた事業者は県ホームページで紹介させていただく予定です。



あいおいニッセイ同和損保(株)からフードパントリーへの贈呈



子ども食堂での活動の様子

3 食品ロスの削減にご協力を

新型コロナウイルスの感染拡大以降、飲食店から出た余剰食品が子ども食堂等に提供されるなど、食品ロスが大変身近なものとなっています。

皆様の事業所におかれましても、ご提供いただけるものがございましたら、埼玉県資源循環推進課(048-830-3108)までご連絡ください。

食品ロスの削減に向けてー。皆様のご協力をお願いします。

※1 「食品ロス量（平成29年度推計値）の公表について」（令和2年4月14日 農林水産省）

※2 まだ食べることができるにも関わらず、様々な理由で流通に出すことができない食品や自宅で余っている食品の寄贈を受け、必要としている施設や団体、世帯に提供する活動を行う団体

※3 地域住民により、地域の子ども達に無償又は低額で食事を提供するとともに地域交流の場としての機能を持つ場所、拠点

◎ 主な活用団体のご案内

【埼玉フードパントリーネットワーク】

当団体は、県内で、ひとり親家庭や子育て中の生活困窮家庭を対象に食品を無料で配付するフードパントリーという活動をしている団体のネットワークです。フードパントリーで配付する食品は、主にフードバンクで集まった「もったいない」食品やフードドライブで集まった家庭で余っている食品、地域の農家やお店から提供を受けた食品などです。食の支援が必要な家庭に直接食の支援ができ、食品ロス削減に寄与すると同時に、地域で課題を抱えた家庭と顔の見える関係でつながるきっかけとなる活動です。

県内では、現在18市町25団体の加盟があり、急速に広がっています。（代表 草場澄江）



【埼玉県子ども食堂ネットワーク】

埼玉県子ども食堂ネットワークは、5月末現在135の子ども食堂運営者から構成されています。

コロナ禍の現在は、一緒にご飯を食べることができず、【笑顔応援企画】と題して、お弁当配布や食材配布など、知恵を出して取り組んでいます。（代表 本間香）



県内 プロジェクト紹介

高度浄水処理施設の整備について

埼玉県企業局 水道企画課

埼玉県企業局は、高度経済成長期における人口増加と生活水準向上に伴い増大した水需要への対応と、地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下防止を目的に、河川表流水を水源とする水道用水供給事業を創設し、昭和43年4月から給水を開始しました。

現在、5つの県営浄水場（大久保、庄和、行田、新三郷及び吉見浄水場）から、秩父地域を除く58の市町に一日平均約174万立方メートルの水道用水を供給しており、これは県内で使用される水道水の約76%にあたります。



【県営水道の供給区域】

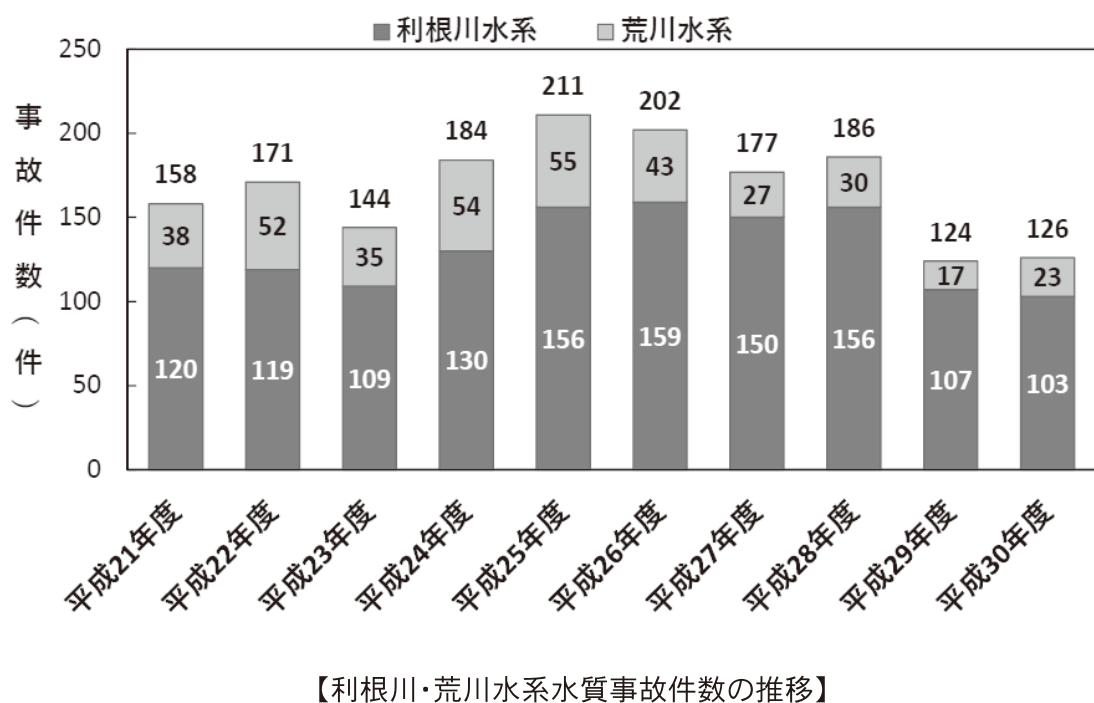
このように、県営水道は埼玉県民の重要なライフラインであり、埼玉県企業局では断水リスクを低減するための様々な取組を実施しています。

これまでの主な取組を挙げますと、平成29年度までには、非常時の電源確保を目的として、全ての浄水場に自家用発電設備の増強を完了しました。また、平成30年度までには、非常時の応急給水を目的として、大久保、庄和及び行田の3浄水場に計5万5,000立方メートルの浄水備蓄施設の増強を完了しています。現在は、大規模地震への対策として、水道施設の耐震化に取り組んでおり、令和4年度ま

でには、全ての浄水場の耐震化が完了する予定です。これら以外にも、老朽化施設の更新など計画的に事業を進めています。

こうした中、県営水道を取り巻く環境において、近年水質に関する状況が厳しさを増しています。

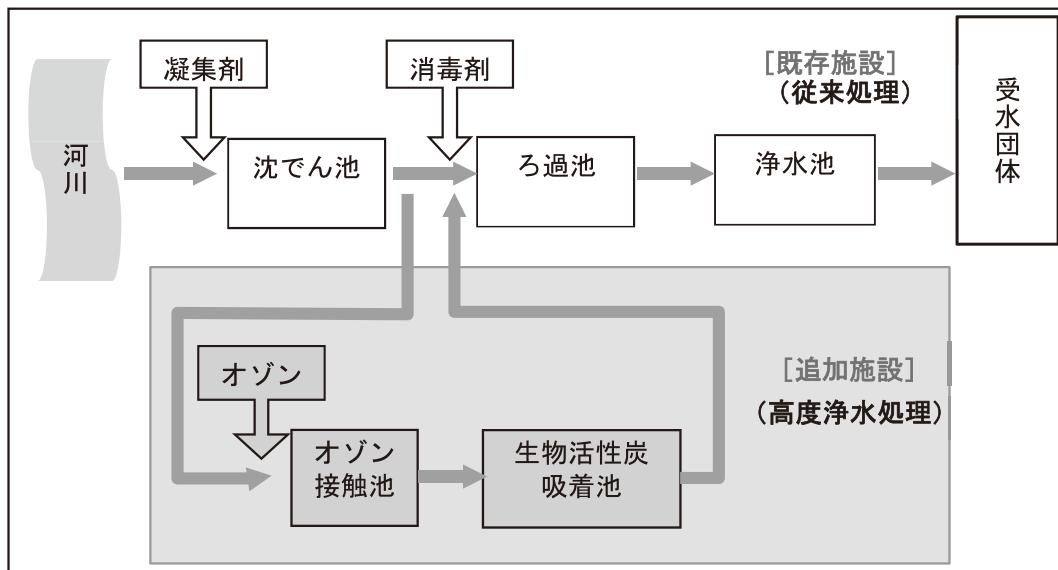
水道水質基準が強化される一方で、河川に目を向けると、ゲリラ豪雨等でトリハロメタンやかび臭の原因となる有機物が急激に増加することがあります。特に、かび臭物質の検出日数は近年大幅に増えており、対応に苦慮している状況です。また、油の流出や魚のへい死などの水質異常は、多い年では年間200件を超えます。特に、平成24年に発生したホルムアルデヒド水質事故は記憶に新しく、関係する浄水場が長時間の送水停止に陥るなど、大きな被害をもたらしました。



【利根川・荒川水系水質事故件数の推移】

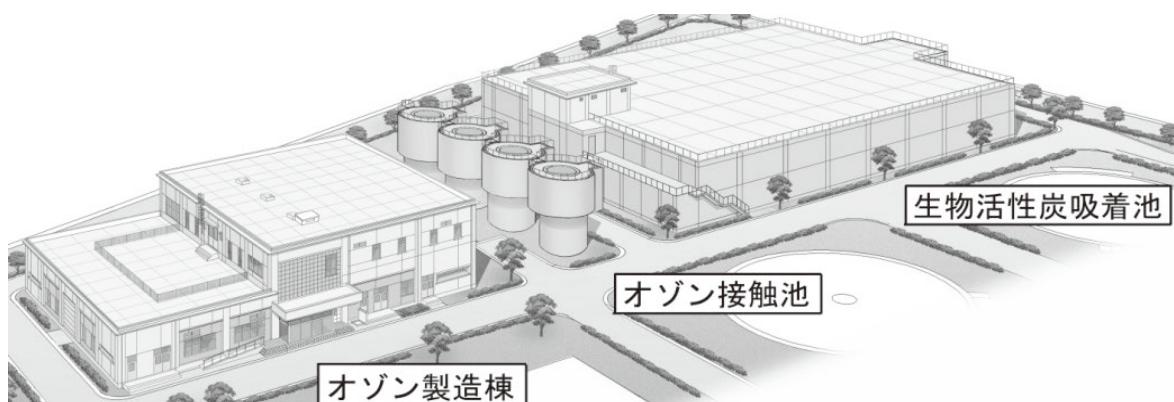
このような状況に対し、より安全・安心で良質な水を供給し続けるため、令和2年度からは、高度浄水処理施設の整備に取り組み、さらなる断水リスクの低減に努めています。

県営水道では、既に平成22年度から新三郷浄水場に「オゾン+生物活性炭」方式の高度浄水処理を導入しています。オゾンの強力な酸化力により、有機物（かび臭物質、農薬など）を分解した後、微生物が付着した活性炭でそれらの物質を吸着、分解する処理方式であり、沈殿・ろ過方式の従来処理に比べ有害物質などの除去性能が高くなります。



【高度浄水場処理施設導入イメージ】

新三郷浄水場においては、トリハロメタンについて基準値の3割以下に抑えることができ、かび臭物質やホルムアルデヒドについてほぼ完全に除去できるなど、大きな効果が得られています。



【新三郷浄水場の高度浄水場処理施設】

しかし、現在高度浄水処理が導入されているのは新三郷浄水場だけであり、残りの4つの浄水場には導入されていません。

県営水道では、平成23年度までに実験プラントを設置して最適な浄水処理方法に関する調査、分析を行いました。その結果、全ての県営浄水場において「オゾン+生物活性炭」方式が最適であることを確認していましたが、これまで東日本大震災の発生を受け、地震対策や停電対策を最優先として取り組んできました。これらの対策が完了する見込みとなつたため、令和2年度から残り4つの県営浄水場への高度浄水処理施設整備を進めています。

事業スケジュールは次のとおり計画しています。

年度 浄水場名	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
大久保浄水場	実施設計		施工				
吉見浄水場	基本設計	実施設計		施工			

まずは、県営浄水場の中で最大の施設能力を持ち、断水した場合の影響が最も大きい大久保浄水場への導入に取り組み、令和8年度末までの完成を目指します。また、吉見浄水場については、令和8年度末までに浄水場を拡張する計画があるため、それに合わせて高度浄水処理施設を導入していきます。

庄和浄水場及び行田浄水場については、施設配置や既存施設の改造などについての検討が必要であるため、まずは令和2年度に基本検討を実施します。令和2年度の事業予算は次のとおりとなっています。

- ・大久保浄水場（実施設計）124, 236千円
- ・吉見浄水場（基本設計）66, 238千円
- ・庄和浄水場（基本検討）65, 740千円
- ・行田浄水場（基本検討）84, 273千円

平成28年度県政世論調査結果では、「水道経営において優先すべき事項」の第1位は「臭いが少なく安全・安心な水の供給」で34.2%となっています。また、「水道について知りたいこと」の第1位は「水道水の安全性などの水質に関するここと」であり、多くの県民が水道水の水質に関心を持ち、「安全な水」の供給を強く望んでいる状況です。こうした県民ニーズに応えるためにも、全ての県営浄水場への高度浄水処理施設導入に取り組んでいく必要があると考えています。

埼玉県企業局は、県民の生命と生活を守るため、全ての職員が高い使命感を持ち、「将来にわたって、より安全・安心で良質な水を供給し続け、利用者とともに歩む水道」を目指してまいります。

告知板

①

建物解体時のフロン類回収に係る規制が強化されました —温暖化防止にはフロン類の回収が不可欠です—

埼玉県環境部 大気環境課

1. はじめに

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「フロン排出抑制法」という。）は、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を包括的に規制しており、第一種特定製品（「業務用冷凍空調機器」のこと。以下同じ。）から大気中へ排出されるフロン類の抑制を図っています。

しかし、第一種特定製品廃棄時のフロン類回収率は、10年以上にわたって30～40%と低迷しています（図1）。

この原因について経済産業省と環境省が調査した結果、建築物解体に伴う第一種特定製品の廃棄時に、約7割の機器で本来行われるべきフロン類回収作業が行われていないことが判明し、対策が必要であることが分かりました。

こうした状況を受け、フロン類回収率向上のため、フロン排出抑制法が改正され、令和2年（2020年）4月1日に施行されました。

この改正により、機器ユーザーがフロン類未回収のまま機器を廃棄した場合に直接罰の対象となるなど、第一種特定製品廃棄時のフロン類の回収に係る規制が強化されました。

また、建設・解体業者においては、事前確認結果を発注者に説明する書面（以下「事前確認書面」という。）の写しを3年間保存する義務が新たに設けられました。

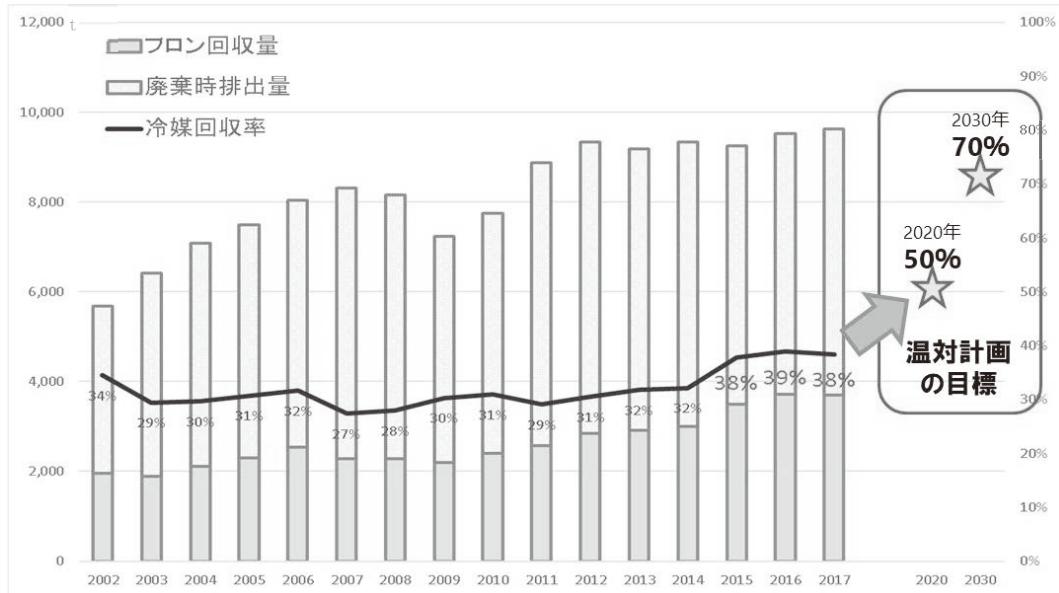


図1 フロン類の廃棄時回収率の推移

出典：環境省「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（2019年11月版）」

2. フロン類と環境問題

フロン類とは、フッ素と炭素などの化合物で、CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）の総称です。このうち、オゾン層を破壊するCFC、HCFCを「特定フロン」、オゾン層を破壊しないHFCを「代替フロン」といいます。

どちらも不燃性、化学的に安定、人体に毒性が小さいなどの特徴を有するものが多く、エアコンや冷蔵庫などの冷媒をはじめ、断熱材等の発泡剤など、様々な用途に活用されています（図2）。

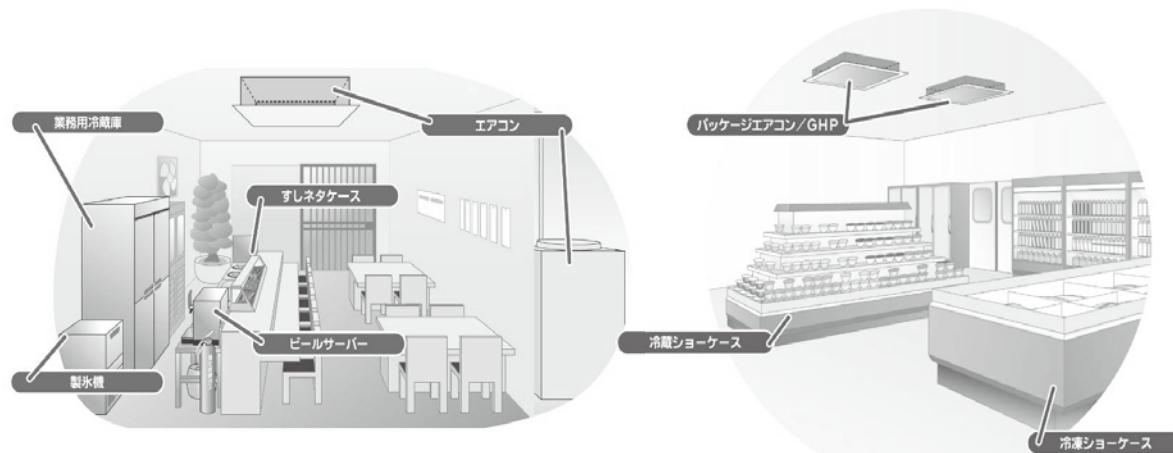


図2 飲食店やスーパーにおける第一種特定製品の使用例

出典：環境省「フロン類の使用的合理化及び管理の適正化に関する法律(2019年11月版)」

特定フロンは、有害な紫外線を吸収するオゾン層を破壊するため、代替フロンへの転換が図られました。しかし、代替フロンは、オゾン層を破壊しないものの、二酸化炭素の数百～1万倍以上の大きな温室効果（図3）をもつため、大気中に漏えいすると地球温暖化の原因となってしまいます。

特定フロンから代替フロンへの転換が進んだことに伴い、代替フロンの大気中への排出量は大きく増加し続けています。地球温暖化を防止するためには、代替フロンを含むフロン類の排出抑制が必要不可欠であり、その対策が喫緊の課題となっています。

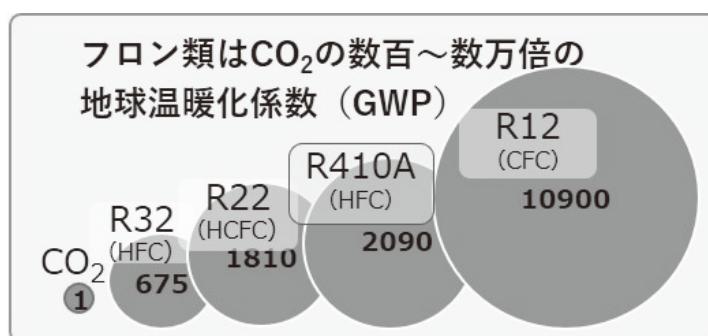


図3 フロン類の地球温暖化係数 (GWP)

3. 建築物の解体等工事を依頼されたらやるべきこと

建築物の解体工事を依頼された際に建設・解体業者がやるべきことを図4に示します。

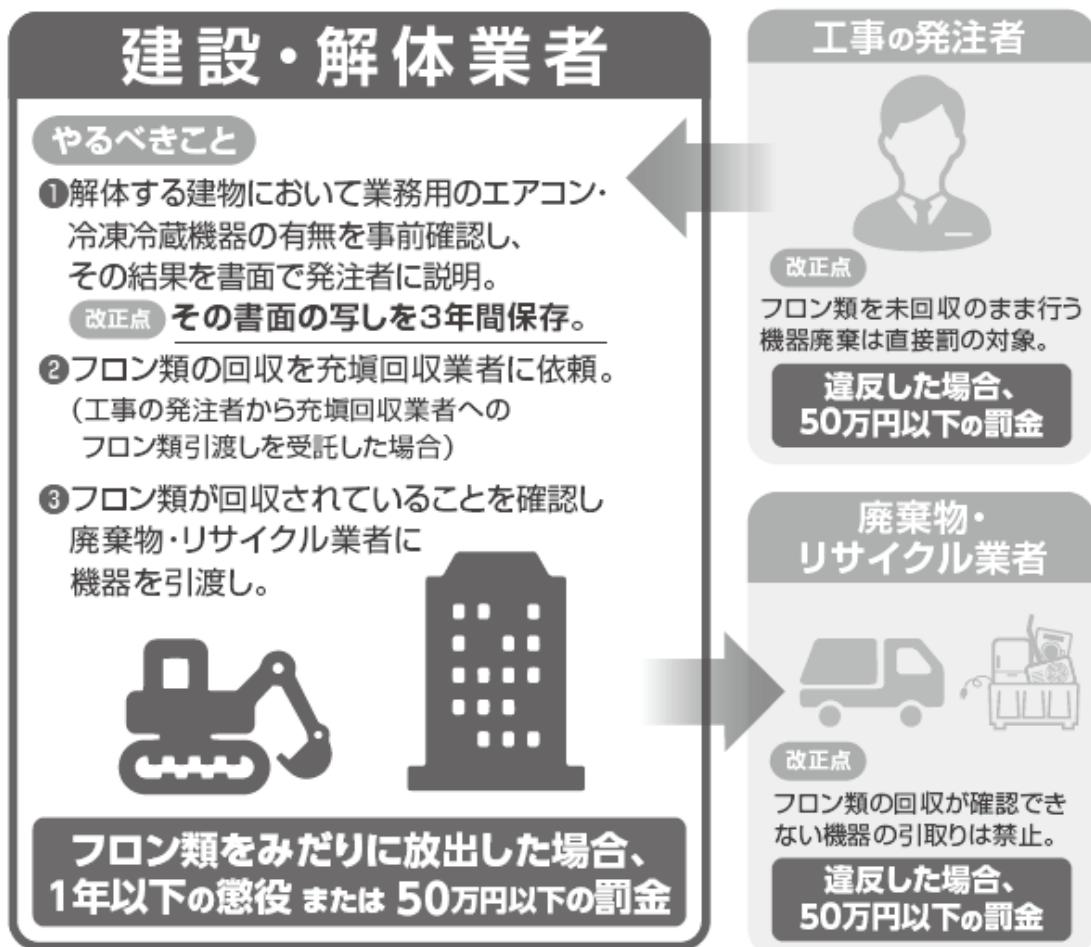


図4 建築物の解体等工事を依頼されたらやるべきこと

出典:環境省「フロン排出抑制法の改正により建物解体時の規制が強化されました」

今回の法改正により、建築・解体業者は、事前確認結果を発注者に書面をもって説明し、その書面の写しを3年間保存することが義務付けられました。

なお、事前確認の結果、第一種特定製品が無かった場合でも、その旨を書面により説明し、その書面を3年間保存する義務がありますのでご注意ください。

また、第一種特定製品は、「引取証明書の写し」が添付されていないと廃棄物・リサイクル業者は引き取ることができません。

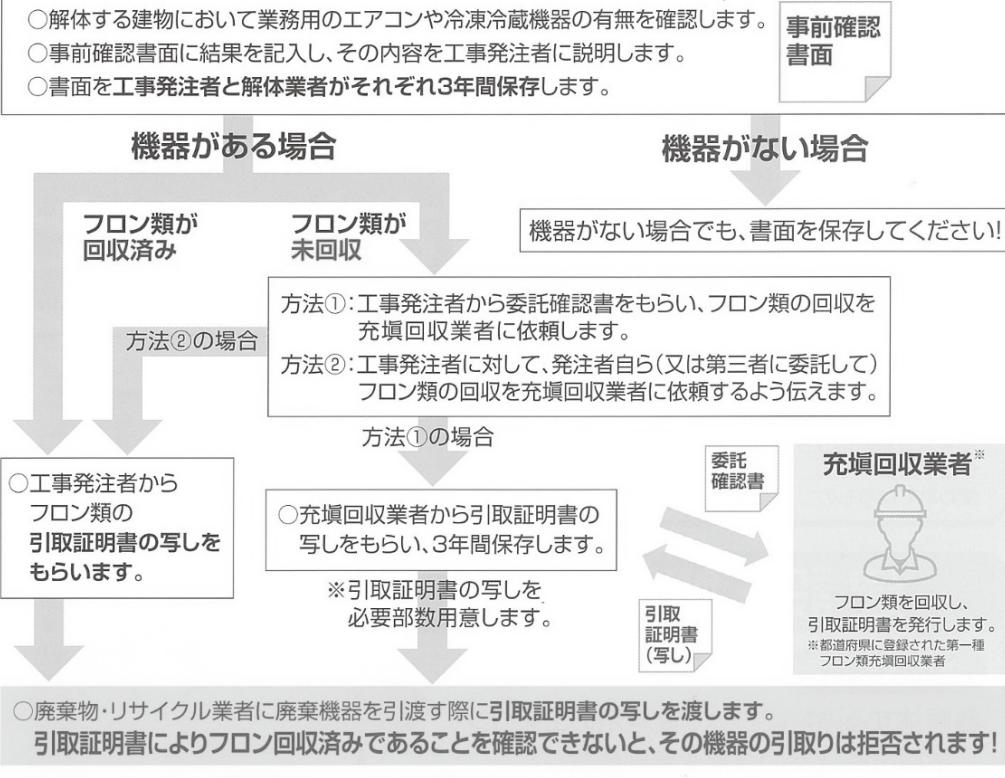
4. フロン排出抑制法における第一種特定製品の廃棄時の流れ

建築物解体に伴う第一種特定製品廃棄時の流れを図5に示します。

第一種特定製品の有無やフロン類の回収方法により手続等が異なりますので、図5をご確認いただき、適切に対応してください。

また、事前確認書面の例を図6に示しますので、参考にしてください。

ビル・商業施設の解体工事を依頼されたら…



※廃棄物・リサイクル業者が充填回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができます。

図5 第一種特定製品の廃棄時の流れ

出典：環境省「フロン排出抑制法の改正により建物解体時の規制が強化されました」

5. 最後に

フロン類の排出抑制は、地球温暖化対策の観点から非常に重要です。

本稿を参考にしていただき、建築物等解体時の適正なフロン類回収及びフロン排出抑制法の遵守をお願いいたします。

なお、フロン排出抑制法に関する「フロン排出抑制法ポータルサイト」（環境省ホームページ）に情報が掲載されておりますのでこちらをご参照ください。

<https://www.env.go.jp/earth/furon/>

(別紙：参考様式)																						
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第一種特定製品事前確認結果説明書																						
交付令月日 年 月 日 料交付の日から3年間保存																						
(特定解体工事発注者) 氏名又は名称 住所																						
(特定解体工事受講業者) 氏名又は名称 住所 責任者氏名： 電話番号：																						
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第42条第1項の規定により、下記の工事において全削減は一括で解体する建築物における第一種特定製品の設置の有無の確認結果について、下記のとおり説明します。																						
第一種特定製品(フロン類を使用する建築物の設備)の設置の有無 <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">フロン類回収済み</td> <td style="width: 30%;">フロン強制回収</td> <td style="width: 30%;">当社から委託なし</td> </tr> <tr> <td>※アコングラムマーク</td> <td>※アコングラムマーク</td> <td>※アコングラムマーク</td> </tr> <tr> <td>合</td> <td>合</td> <td>合</td> </tr> <tr> <td colspan="3">※廃棄機器及び溶接機器</td> </tr> <tr> <td colspan="3">※廃棄機器及び溶接機器</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合</td> </tr> <tr> <td colspan="3">※以下に、前記の「設備」の範囲のものと同一で、当社から委託する業者で廃棄する場合、 ・フロン類回収済みの場合は「フロン回収済み」、 ・フロン強制回収の場合は「フロン強制回収済み」、 ・当社から委託する業者で廃棄する場合は「当社から委託なし」 の記入が求められます。 ※当社から委託する業者で廃棄する場合は、「当社から委託なし」の記入が求められます。 ※当社から委託する業者で廃棄する場合は、「当社から委託なし」の記入が求められます。 ・当社から委託する業者で廃棄する場合は、「当社から委託なし」の記入が求められます。 ・当社から委託する業者で廃棄する場合は、「当社から委託なし」の記入が求められます。</td> </tr> </table>		フロン類回収済み	フロン強制回収	当社から委託なし	※アコングラムマーク	※アコングラムマーク	※アコングラムマーク	合	合	合	※廃棄機器及び溶接機器			※廃棄機器及び溶接機器			合			※以下に、前記の「設備」の範囲のものと同一で、当社から委託する業者で廃棄する場合、 ・フロン類回収済みの場合は「フロン回収済み」、 ・フロン強制回収の場合は「フロン強制回収済み」、 ・当社から委託する業者で廃棄する場合は「当社から委託なし」 の記入が求められます。 ※当社から委託する業者で廃棄する場合は、「当社から委託なし」の記入が求められます。 ※当社から委託する業者で廃棄する場合は、「当社から委託なし」の記入が求められます。 ・当社から委託する業者で廃棄する場合は、「当社から委託なし」の記入が求められます。 ・当社から委託する業者で廃棄する場合は、「当社から委託なし」の記入が求められます。		
フロン類回収済み	フロン強制回収	当社から委託なし																				
※アコングラムマーク	※アコングラムマーク	※アコングラムマーク																				
合	合	合																				
※廃棄機器及び溶接機器																						
※廃棄機器及び溶接機器																						
合																						
※以下に、前記の「設備」の範囲のものと同一で、当社から委託する業者で廃棄する場合、 ・フロン類回収済みの場合は「フロン回収済み」、 ・フロン強制回収の場合は「フロン強制回収済み」、 ・当社から委託する業者で廃棄する場合は「当社から委託なし」 の記入が求められます。 ※当社から委託する業者で廃棄する場合は、「当社から委託なし」の記入が求められます。 ※当社から委託する業者で廃棄する場合は、「当社から委託なし」の記入が求められます。 ・当社から委託する業者で廃棄する場合は、「当社から委託なし」の記入が求められます。 ・当社から委託する業者で廃棄する場合は、「当社から委託なし」の記入が求められます。																						
(注意事項) フロン類の回収をせずにみだりに放棄した場合、放棄した者は罰せられます。 ・フロン類の回収をせずに同一種特定製品の設置を行った者、廃棄を行った者(発注者)が罰せられます。 ・廃棄物処理業者等に対して同一種特定製品の引取り券を依頼する際には、引取証明書の交付が必要です。受注者から同一種特定製品の引取り券をフロン強制回収済みの機器を引き渡す場合は、引取証明書の交付を受ける必要があります。同一種特定製品の部分を行なうことができず、工事の工数及び費用に影響を及ぼすことがあります。																						

図6 事前確認書面（例）

告知板

②

建築基準法の中間検査の特定工程の見直しについて

埼玉県都市整備部 建築安全課

はじめに

建築基準法による建築物の中間検査については、建築基準法施行令による全国共通の特定工程に加え、各特定行政庁が定める特定工程において実施することになっています。埼玉県内では、建築物の規模に応じて、基礎配筋工事が完了した時点や木造建築物の屋根工事が完了した時点などに特定工程を指定し、中間検査を実施しています。

現在の特定工程は平成24年7月1日に定めたものですが、今回この特定工程を見直すことにしました。

改正の背景

近年、特定の建築業者が過去に建築した共同住宅において、界壁、外壁及び天井が法に適合しない仕様となっていることが発覚しました。

これを受け国が設置した有識者会議において、工事監理の適正化や中間検査・完了検査の強化等が提言されました。令和元年10月、建築基準法施行規則が改正され、中間及び完了検査申請書に設計図書と申請建築物との照合に関する内容が拡充されました。同時に、国土交通省から各都道府県あてに、中間検査及び完了検査における工事監理状況の確認の徹底と3階建て以上の木造又は鉄骨造の賃貸共同住宅について、積極的に中間検査の工程指定を行うよう、通知されました。

見直しの内容

県および県内12市の特定行政庁では、国からの通知や近隣都県の特定工程の指定状況、これまで県内で指定していた内容が構造や用途により細分化されていて分かりにくい面があつたことなどを踏まえ、特定工程の見直しを実施することとしました。

見直し後の特定工程については、県および県内12市の特定行政庁において既に告示されており、施行期日は令和2年10月1日です。見直し後の特定工程が適用されるのは、施行期日よりも後に建築確認申請を提出したものとしています。

見直し後の中間検査の対象となる建築物、検査が必要な特定工程については次頁のとおりです。

これらの見直しにより、これまで中間検査の対象になつていなかった建築物についても検査の対象になる場合がありますので、ご注意ください。

対象区域 県内すべての区域

施行期日 令和2年10月1日

※施行期日以降に建築確認申請を提出したものに適用

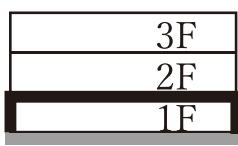
検査の対象となる建築物用途、規模

用 途	規 模
住宅 (長屋、共同住宅及び住宅以外の用途を兼ねる建築物を含む。)	地階を除く 階数3以上 のもの
住宅以外	地階を除く 階数3以上かつ 延べ面積500m²を超える もの

※増築の場合は、増築部分が上表に該当する場合

※認証型式部材等、仮設許可の建築物は適用除外

検査が必要な特定工程

構造	検査の時期（特定工程）	
木造	屋根工事 の完了	(例) 
S造 S R C 造	基礎配筋工事 の完了	1階の建て方工事 の完了 ※SRC造の 3階以上共住 ⇒RC造に同じ
		
R C造		2階の床、はりの 配筋工事 の完了

※混構造の場合は、各構造に応じた工事の完了時点



ものづくり大学卒業生の就職動向について

ものづくり大学 学生課

1 大学の概要

本学は2001年4月に開学し、今年2020年に開学20周年を迎えた工科系単科大学です。1学部（技能工芸学部）2学科（総合機械学科、建設学科）から成り、現在1,200人強の学生が在籍しています。また、開学以来平均96%の就職率を達成し、多くの卒業生を実践力も兼ね備えた技術者として産業界に送り出しています。なお、2018年度の入学生から時代のニーズに対応するため、従来の「製造学科」を「総合機械学科」に改変しました。

学生は北海道から九州・沖縄まで全国各地から集まっていますが、出身地別にみると、関東が約80%を占め、次いで甲信越・北陸、東北がそれぞれ約5%となっています。なお、埼玉県出身者が約35%を占めています。

授業は6割以上が実技・実習などで占められており、実務経験豊富な教授陣と各界一流の技術者が指導を行っています。理論と実技を融合したカリキュラムと徹底した少人数実践教育で、社会で即戦力となる実力を身につけた人材の育成に努めています。

本学の特徴である実働40日間（6月中旬から8月中旬）のインターンシップは2年次に授業の一環として、総合機械学科では企業等の生産現場での実務を体験し、また建設学科では建設現場での補助的な業務・作業などを体験しています。その他、4年次には、就職を念頭においていたインターンシップが用意されており、自分が学んでいる分野に沿った企業で専門性の高い実務を経験することができます。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、全国に「緊急事態宣言」が発出されたことにより、従来の時期での実施が困難と判断し延期を決定しました。今後、新型コロナウイルスの感染状況が収束した後、企業と調整の上、実施することとしています。

2 就職の動向

(1) 2020年3月卒業者の動向

2020年3月卒業者は、従来どおり企業の採用広報が3月1日の解禁で、採用選考の時期が6月1日以降になっていますが、多くの企業が採用広報解禁以前に、短期の企業インターンシップ等を実施するなど、実質上の採用活動に近い活動を開始したことで、学生も早期から就職活動と同等の状況で活動しています。その結果、早期に内定を得る学生が多く見受けられました。

表1. 2015年度以降の就職率の変遷

	2019年度 卒業生数 (人)	民間就職 希望者数 (人)	民間企業 就職者数 (人)	民間企業 就職率(%)
製造学科	88	84	79	94.0%
建設学科	110	104	103	99.0%
合計	198	188	182	96.8%
2018年度 (第15期生)	237	221	217	98.2%
2017年度 (第14期生)	216	196	192	98.0%
2016年度 (第13期生)	194	181	178	98.3%
2015年度 (第12期生)	178	159	157	98.7%

2020年3月卒業者の就職率は96.8%で、そのうち、埼玉県内への就職率は25.5%となっています。学科別にみると、製造学科94.0%(埼玉県内31.3%)、建設学科99.0%(同21.2%)となっています。(表1)なお、2020年1月以降は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、就職活動が制限されたことにより就職率が伸び悩む結果となりました。

2020年3月卒業者の就職先業種をみると、製造学科卒業者では、図1に示す通り、「金属製品」(25.0%)、「一般機械」(13.2%)、「設計・運輸等」(11.9%)、「自動車・造船」(11.9%)、「化学・プラスチック」(7.9%)、「電機・電子」(7.9%)の順となっています。また、建設学科卒業者では、図2に示す通り、「建築・住宅」(29.0%)、「総合建設」(24.0%)、「専門工事」(16.0%)、「設計・不動産など」(13.0%)、「土木・造園」(6.0%)、「各種製造」(5.0%)の順となっています。

(2) 2021年3月卒業予定者(現4年生)の動向

現在、2021年3月卒業予定者(現4年生)が就職活動に取り組んでいます。就職活動に関するルールが廃止されたことにより、会社説明会や面接などの時期が早期化し、内定時期も早まると言われていました。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、会社説明会の中止や採用選考等が延期となる企業が多く見受けられる状況の中で、外出自粛などにより学生の活動は制限され、内定を取得する学生が例年より少なくなっています。現在、Webによる会社説明会や面接等の選考を行う企業が多くなってきたことで、学生はWebの会社説明会に参加して企業情報の収集等に努めているとともに、面接などの採用選考に取り組んでいます。

今後、「緊急事態宣言」が解除されることで、徐々に企業の採用活動も本格化されることが予想されるので、大学として多くの企業との面談を行なながら、学生が早期に内定を取得できるよう就職支援の強化を図っていきます。

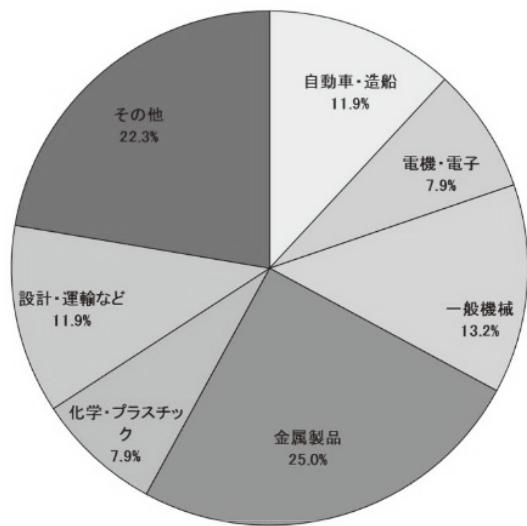


図1. 製造学科の就職先区分

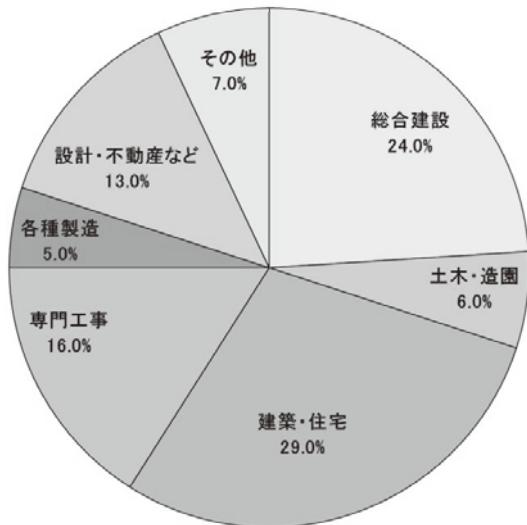


図2. 建設学科の就職先区分

担い手確保 育成コーナー②

工業高校卒業生の就職動向について

埼玉県教育局県立学校部 高校教育指導課

1 埼玉県の県立工業高校について

本県では県立工業高校を 15 校設置しています。(図 1)

各工業高校で設置している学科は異なり、1 学科に対する生徒定員は、40 人又は 80 人です。(図 2)

建設関係の学科は、6 校(いずみ、大宮工業、川越工業、春日部工業、熊谷工業、浦和工業)で生徒定員は 320 人です。県内の工業高校の令和 2 年度就職希望者数は 1,380 人(令和 2 年 5 月 15 日現在厚生労働省埼玉労働局調べ)です。

2 本県工業高校の進路割合について

本県工業高校の進路割合は、就職者 64.2%、進学者 33.9% です。(図 3)

ここ数年は、求人倍率も高く就職者の割合が安定しています。

3 工業高校生の就職の動向について

本県工業高校生の就職について産業別に分類すると製造業に就く者が 58.5% と高い割合を示し、次いで建設業約 14.4%、サービス業約 7.4% という状況です。(図 4)

工業高校生の就職については、製造業が中心で、在学中に学んでいる専門性を生かした就職先を選択している傾向が強く、また、県内の企業への就職者は 63.0% です。



図 1 埼玉県内の県立工業高校の配置

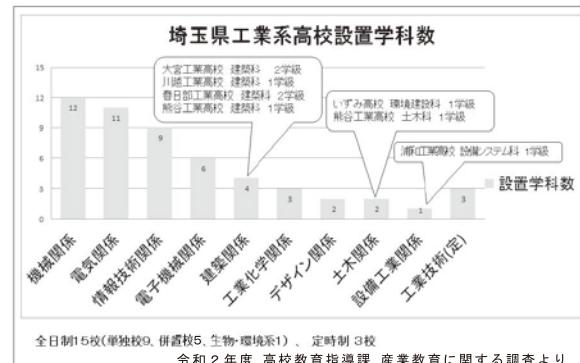


図 2 県内工業系設置学科

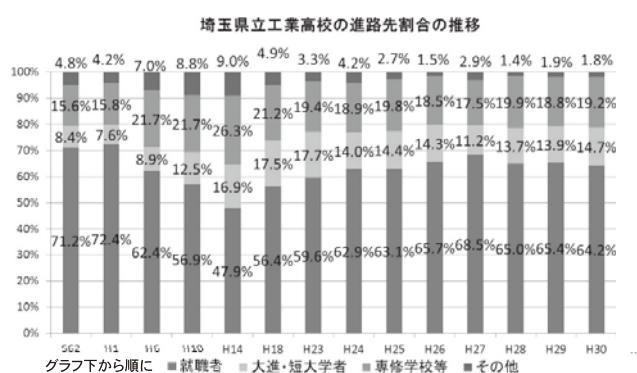


図 3 県内工業高校の進路先割合の推移

※本文 2.3 および図3.図4のデータは平成30年度のデータになります。

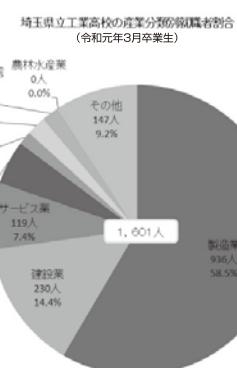


図 4 県内工業高校の産業分類別就職者割合



埼玉県総合技術センター

埼玉県総合評価方式

新たに「災害復旧工事」を評価します！

～令和2年7月1日以降の入札公告から適用～

《主な改定内容》

埼玉県総合評価方式活用ガイドラインがVer.15に改定され、令和2年7月1日以降の入札公告から適用になっています。今回の主な改定内容は、令和元年10月の台風19号などの「災害復旧工事契約実績」を新たな評価項目（建築型、設備型を除く全ての型の選択評価項目）として追加しました。また、「評価項目の対象年度を統一する」、「企業倫理や信頼性の対象期間を公告日までとする」、「重機保有状況の確認資料を『経営事項審査の総合評定通知書』の写しとする」、「継続教育（CPD）への取組を土木I型の必須評価項目に追加する」といった内容です。

◎新たな評価項目「災害復旧工事契約実績」について

災害復旧工事契約実績を新たな評価項目として1.0点を加点します。また、過去2年度間に契約し、公告日までに完了した工事を評価対象とします。（最終的な対象工事、対象期間等は、入札説明書で確認してください。）

コ(力) 災害復旧工事契約実績

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法
(ア) 災害復旧工事契約実績 ^{※1}	過去2年度間に県機関等との災害復旧工事契約実績 ^{※2} がある。	1.0	1.0	④
	上記に該当しない。	0		

※1 標準パッケージの土木I型・土木II型・土木III型、特定課題パッケージの若手育成型・地域担手型・品質確保型においては、特例として選択評価項目とする。

※2 発注者は、必要な期間を任意設定することができる。

※3 災害復旧工事契約実績は、公告日までに完了した工事とする。

【補則】

○対象となる災害復旧工事

① 災害復旧工事とは、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」または「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の適用を受けた工事とする。

② 「台風19号（令和元年東日本台風）」に係る災害復旧工事は、「令和元年発生土木施設災害復旧事業」で実施する工事を評価対象とする。

（令和元年発生土木施設災害復旧事業と他の事業を合併して実施する工事を含む。）

※ ①に県単独費を加えた事業費。対象工事はホームページ（http://www.pref.saitama.lg.jp/b1013/sougyohyouka_gaidorain.html）参照。

※ 埼玉県総合評価方式活用ガイドライン Ver.15 P38 抜粋

★ 埼玉県では、県民の皆様の安心・安全のため、優先的かつ迅速に進める必要がある災害復旧工事の実績を「企業の社会的貢献度」として評価しますので、企業の方々には積極的に取り組んでいただければと考えています。



埼玉県総合技術センター

工事成績評点のポイントアップ

工事検査員は、設計図書や関連規定に則して、所定の出来形や品質等が確保されているかを確認し評定を行っています。さらに成績評定をアップさせるためには、現場条件にあった創意工夫を行うことが重要なポイントとなります。

今回は、昨年度の工事から、創意工夫の例を紹介いたします。それぞれの現場条件に合わせ工夫して活用してください。

創意工夫の事例

1 安全衛生関係

〈フルハーネスによる危険体感訓練〉

改正された労働安全衛生法施行令及び規則が平成31年2月1日に施行され、墜落制止用器具（法令用語も「安全帶」から改名された）として、「フルハーネス型」の使用が原則となりました（令和元年8月1日以前に製造された安全帶であって旧規格に適合しているものは、令和4年1月1日まで要求性能墜落制止用器具とみなされ使用可能）。

従来の胴ベルト型安全帶は、墜落阻止時の衝撃荷重で胸部・腹部への圧迫（死亡事例も発生）や抜けによる地面への落下等の危険性がありました。

今回紹介するのは、現場安全の講習とフルハーネスによる危険体感の訓練を実施し、現場作業員の安全意識の向上に役立てた事例です。

危険体感訓練の状況



※「高さ^注」が2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難な場所で、フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務においては、法令で特別教育が義務付けられています。

注) 原則、地上(GL)を基準とするが、具体的な判断は、所轄の労働基準監督署にご相談ください。

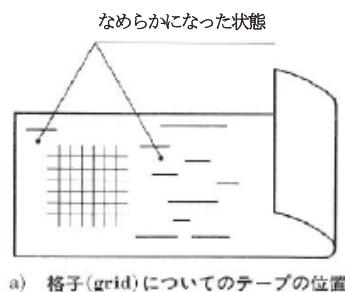
2 施工関係

〈塗装の付着力試験〉

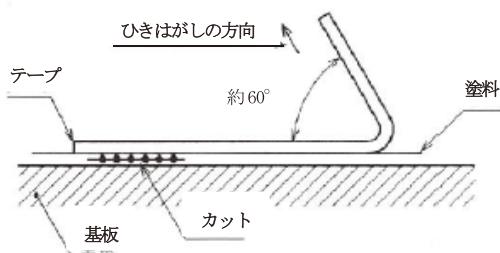
既存塗膜の下地調整においては、既存塗膜を全面除去する場合を除き、一般的には、既存塗膜の表面の汚れ・付着物や劣化膜のみを除去し、改修塗料を塗り重ねます。既存塗膜と同程度の改修塗料を用いた塗替えであれば問題はないが、耐候性の向上等を目的として異なる改修塗料を用いるケースでは、既存塗膜と改修塗料との相性が重要となります。相性が悪いと付着力不足により剥離等が発生する場合があり、相性を確認する手法として、付着力試験（クロスカット法など）があります。付着力を確認することで適切な塗料の選択ができ、塗装の品質を向上させることができます。

以下は、コンクリート面のウレタン樹脂ワニス塗り（UC）の塗替えで、既存塗膜に撥水性の可能性があるためクロスカット法による試験を行った事例です。

※試験結果は、ほとんど剥離がなかったため、付着性は良好と判断した。



a) 格子(grid)についてのテープの位置



(試験方法)

- ①既存塗膜に改修塗料を塗る。
- ②6本の切込みを行ったら、それらに直行する6本の切込みを行う。
- ③粘着テープをカットした部分に貼り、5分以内に60度に近い角度で引き離す。

試験内容		旧塗膜と新塗膜の密着性確認試験 方法：クロスカット			
試験部位		体育館棟 UC 塗装面			
試験結果	表面剥離 状況	評点	表面剥離 状況	評点	UC 塗装面へのクロスカット試験を行った結果、表面剥離等はほぼ無く、 よって、付着性は良好と判断した。
	0点	3点	0点	3点	
	1点	4点	1点	4点	
	2点	5点	2点	5点	

【参考】(工事検査員から)

〈女性職員による環境パトロール〉

女性を含めた建設産業の担い手の確保は重要課題であり、国交省においても「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」を策定（R2.1.16）し、官民一体の取り組みを進めています。

建設現場においては、女性が働きづけたいと思える環境整備を行うことが重要です。

以下は、受注業者の女性職員による環境パトロールの事例です。



扱い手確保

育成コーナー⑤

講習会案内

講習会案内

団体名	講習名	講習予定日	会場
埼玉県電気工事工業組合 048-663-0242	職長・安全衛生責任者教育	第1回:7月13・14日	埼玉電気会館
	現場代理人管理技術基礎	8月6・7日	埼玉電気会館
	第1種電気工事士学科受験	8月17・18日 8月20・21日	埼玉電気会館
	1級電気工事施工管理技士受験(実地)	9月7・14・28日	埼玉電気会館
	小型車両系建設機械(3t未満)運転	9月8・9日	(株)PEO建機教習センタ 埼玉教習所(草加市)
	高圧ケーブル技能認定	第1回:10月6・7日 第2回:10月8・9日	埼玉電気会館
	2級電気工事施工管理技士受験	10月5・16・22・30日	埼玉電気会館
	丸のこ等取り扱い作業従事者特別教育	8月4日	埼玉電気会館
埼玉労働局長登録教習機関 建設業労働災害防止協会埼玉県支部 048-862-2542	地山の掘削及び土止め支保工 作業主任者技能講習 (埼玉労働局長登録第255号)	8月25~27日	埼玉県県民活動総合センター
	足場の組立て等作業主任者技能講習 (埼玉労働局長登録第1号)	8月18・19日	埼玉県県民活動総合センター
	型枠支保工の組立て等作業主任者 技能講習(埼玉労働局長登録第2号)	8月5・6日	埼玉県県民活動総合センター
	木造建築物の組立て等作業主任者 技能講習(埼玉労働局長登録第132号)	10月13・14日	埼玉県県民活動総合センター
	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者 技能講習(埼玉労働局長登録第112号)	7月15・16日	埼玉県県民活動総合センター
	石綿作業主任者技能講習 (埼玉労働局長登録第266号)	9月15・16日	埼玉県県民活動総合センター
	職長・安全衛生責任者教育	7月28・29日 9月2・3日	埼玉建産連研修センター
	職長・安全衛生責任者能力向上教育	8月31日	埼玉建産連研修センター
	足場の組立て等特別教育	7月17日	埼玉建産連研修センター
	自由研削用といしの取替え等の業務に 係る特別教育	8月28日	埼玉建産連研修センター
	石綿使用建築物等解体等業務特別教育	7月20日	埼玉建産連研修センター
	丸のこ等取扱い作業従事者教育	9月8日	埼玉建産連研修センター
	施工管理者等のための足場点検 実務者研修(CPDS認定講習)	9月18日	埼玉建産連研修センター
	建設工事統括安全衛生管理講習 (CPDS認定講習)	10月1日	埼玉建産連研修センター
	建設業等における熱中症予防指導員・ 管理者研修(CPDS認定講習)	7月10日	埼玉建産連研修センター
	足場の組立て等作業主任者 能力向上教育	9月10日	埼玉建産連研修センター

※予期せぬ理由により、日程の変更または中止になる場合があります。詳細は各団体へ直接お問い合わせ下さい。

県内経済の動き

公共工事前払金保証統計から見た

県内の公共工事等の動き(令和元年度)

<前払金の状況>

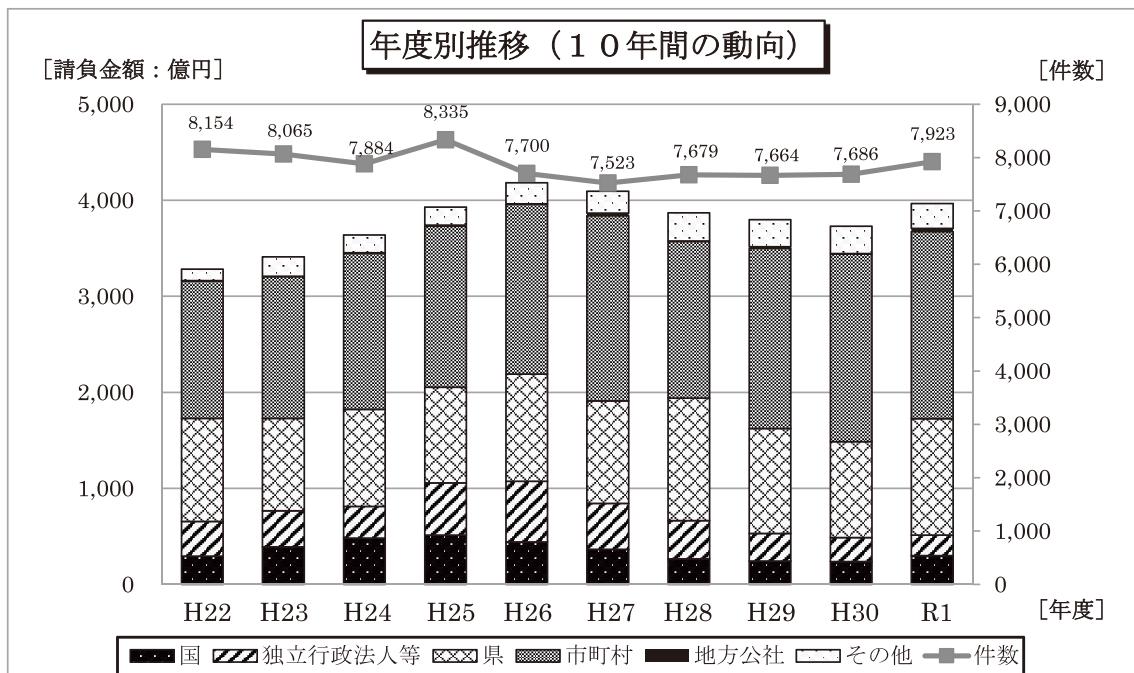
令和元年度の埼玉県内における前払金保証取扱高は、件数が 7,923 件（前年度比 +3.1%）、請負金額が 3,968 億円（前年度比 +6.3%）となりました。

発注者別（請負金額）にみますと、独立行政法人等、市町村、その他が減少したものの、国、県、地方公社は前年度比 20% 以上の増加となりました。

また、過去 10 年間の年度別推移（請負金額）をみますと、平成 26 年度にピークを迎えた後減少傾向が続いているものの、令和元年度は増加に転じました。

（金額単位：百万円）

年度 発注者	令和元年度		平成30年度		対前年度増減率(%)	
	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国	233	30,103	171	23,643	36.3	27.3
独立行政法人等	179	21,261	179	25,204	0.0	-15.6
県	2,646	121,495	2,516	100,080	5.2	21.4
市町村	4,474	194,722	4,448	195,192	0.6	-0.2
地方公社	44	3,245	36	685	22.2	373.7
その他	347	26,034	336	28,497	3.3	-8.6
合 計	7,923	396,863	7,686	373,303	3.1	6.3



<中間前払金の状況>

国土交通省、農林水産省をはじめとする国の機関や地方公共団体などには、前払金に加えて、工事代金の2割を前払いする制度（中間前金払制度）が導入されております。

令和元年度の埼玉県内における中間前払金保証取扱高は、件数が267件となり、前年度比+15.6%となりました。

(金額単位:百万円)

年度 発注者	令和元年度		平成30年度		対前年度増減率(%)	
	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国	6	1,119	3	650	100.0	72.1
独立行政法人等	3	1,030	3	1,463	0.0	-29.6
県	83	8,431	71	5,880	16.9	43.4
市町村	166	25,432	143	16,633	16.1	52.9
地方公社	—	—	—	—	—	—
その他	9	1,674	11	2,118	-18.2	-21.0
合 計	267	37,688	231	26,746	15.6	40.9

<中間前金払制度の導入状況>

県内市町村においては、改正品確法に基づき発注者共通の指針として定められた「発注関係事務の運用に関する指針」等の内容も踏まえ、順次導入が進められているところです。

令和2年度より新たに幸手市、白岡市、小川町が導入し、県内導入市町村数は38市3町、導入率は65.1%となりました。

□ →制度導入市町村



お問い合わせ先

東日本建設業保証株式会社埼玉支店

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4-3-15 K Sビル5階

TEL: 048-861-8885 FAX: 0120-027-336

会員だより

○埼玉県電気工事工業組合 令和2年度通常総代会を開催

埼玉県電気工事工業組合(沼尻芳治理事長)は、5月22日(金)に、さいたま市北区の埼玉電気会館で令和2年度通常総代会を開催した。

当日は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から「3密」を避けるため正副理事長及び総代の2名が出席し、他の総代は書面により議決権行使するという異例の開催となった。

議案審議では、令和元年度事業報告と決算報告、令和2年度事業計画案並びに収支予算案などを審議。書面により賛成多数で可決・承認された。

令和2年度の主な事業計画は、2020年の理事長方針である「信念、情熱、結束で更なる飛躍を」を具現化するため、I「安定した組合運営」として、①組合組織及び組合運営の革新的なビジョンの策定、②予算の効率的な執行及び自己資本比率40%台の維持等、II「電気保安及び安全・安心の確保」として、①一般用電気工作物調査業務の調査品質の向上、②異動作業業務の実施体制の確立等、III「電気工事品質及び技術の向上」として、①認定職業訓練校(S·E·Cセンター)の運営充実等、IV「組合及び組合員の地位向上」として、①支部及び青年部会の活動支援、②新規組合員の加入促進等、V「行事の実施」として電設工業祭の開催など38項目が上程された。



「3密」を避けて開催された通常総代会

連合会日誌

令和2年 4月21日(火)	(社)全国建産連 監事監査
4月24日(金)	広報委員会(書面決議)
5月12日(火)	監事監査
5月15日(金)	(社)埼玉県空調衛生設備協会 定時総会(書面決議)
5月18日(月)	理事会(書面決議)
5月20日(水)	(社)全国建産連 理事会(書面決議)
5月22日(金)	埼玉県電気工事工業組合 通常総代会
5月26日(火)	(社)埼玉県建設業協会 定時総会 (社)埼玉県設備設計事務所協会 通常総会(書面決議)
5月27日(水)	(社)埼玉県地質調査業協会 通常総会(書面決議)
5月28日(木)	(社)埼玉県電業協会 通常総会
5月29日(金)	(社)埼玉県造園業協会 通常総会(書面決議)
6月9日(火)	埼玉建築設計監理協会 定時総会
6月15日(月)	2020年度通常総会・臨時理事会
6月17日(水)	(社)埼玉建築士会 通常総会
6月18日(木)	(社)埼玉県建築士事務所協会 定時総会
6月24日(水)	(社)全国建産連 定時総会・臨時理事会

建産連会館の夏期休館について

建産連事務局

館内整備の為下記の期間全館休館します

8月13日(木)～16日(日)

○総会の結果について

構成団体における総会の開催結果は以下の通りです。

一般社団法人埼玉県建設業協会

役 員	非改選
会 長	伊田 登喜三郎
副 会 長	小川 貢三郎・武井 美親・中原 誠 中里 健寿・島村 健・齋藤 公志郎
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の担い手確保・育成対策の推進 ・経営の安定化対策の推進 ・担い手3法の徹底と入札・契約制度改革への対応 ・働き方改革への対応 ・生産性及び技術力の向上

一般社団法人埼玉県電業協会

役 員	改選
会 長	岡村 一巳
副 会 長	山口 裕・古小高 収 川合 昭・積田 優
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援・技術育成事業 ・災害対策・環境保全事業 ・調査研究事業 ・人材育成・企業合理化事業 ・技術向上・安全対策事業

一般社団法人埼玉県造園業協会

役 員	改選
会 長	渡邊 進
副 会 長	阪上 清之介・西山 敏治 三枝 和男
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化事業の推進及び緑化意識の普及啓発事業 ・造園技術の維持向上などのための研修事業 ・関係団体との連携及び表彰推薦事業 ・受託事業

埼玉県電気工事工業組合

役 員	非改選
理 事 長	沼尻 芳治
副理事長	加藤 宗一・藤田 征夫 値賀 信彦
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・組合組織及び組合運営の革新的なビジョンの策定 ・予算の効率的な執行及び自己資本比率40%台の維持 ・電気事故防止の推進、電気保安及び安全・安心の確保 ・認定職業訓練校の運営充実等、電気工事品質及び技術の向上

一般社団法人日本塗装工業会埼玉県支部

役 員	改選
支 部 長	松尾 康司
副支部長	遊馬 久治・西浦 建貴 佐藤 尚人
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・本部の長期方針・重点施策・事業計画に準拠した事業の推進 ・ペインテナンスキャンペーンの推進 ・定時総会・支部役員会の定時開催 ・講習会・研修会の開催 ・ボランティア活動

埼玉県型枠工事業協会

役 員	非改選
会 長	白戸 修
副 会 長	小山 義一 堀江 弘道
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会議開催(年6回) ・技能検定受験者への事前講習指導 ・技術革新及び新資材導入の調査 ・登録型枠基幹技能者、特定技能(特定会員)受け入れ管理 ・親睦会(年2回)

一般社団法人埼玉県測量設計業協会

役 員	改選
会 長	細沼 英一
副 会 長	及川 修 笠原 俊也
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・測量設計業の資質の向上及び契合啓発事業 ・事業推進に係る核種会議の開催及び各種会議への出席 ・事業推進の為の情報並びに資料の収集、交換及び提供 ・会員及び会員職員のモラル向上の為の事業

建設業労働災害防止協会埼玉県支部

役 員	非改選
支 部 長	島村 健
副支部長	斎藤 恵介 関根 勇治
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「建設業労働災害防止規程」をはじめ、安全衛生意識向上の為の広報・啓発事業 ・「ヒヤリ・ハット活動推進運動 埼玉」の実施及び労働災害防止大会の開催 ・労働安全衛生法に基づく作業主任者技能講習の実施 ・安全指導者等による現場安全パトロールの実施 ・安全衛生教育用図書・安全用品頒布

埼玉県地質調査業協会

役 員	非改選
会 長	越智 勝行
副 会 長	関口 彰伸
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・技術の多角的研修を進め、会員の技術能力の増進を図る ・官公庁に対し地質調査業者(特に会員)の育成を要望する ・地質調査の確保、拡大のための陳情活動を展開する ・地質調査の中立的視点から社会資本のtotalcost縮減のため貢献する

一般社団法人埼玉県設備設計事務所協会

役 員	改選
会 長	金子 和巳
副 会 長	栗木 薫・藤原 克彦 小野 正幸
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・設計監理業務に関する調査研究 ・設備設計事務所の秩序保持施策実施 ・設備設計に関する省エネ、防災等の技術研究及び県民への普及啓発、設備設計技術講習会への講師派遣 ・関係官庁、内外関係団体との連携 ・担い手確保・育成

埼玉アスファルト合材協会

役 員	改選
理 事 長	島村 健
副理事長	中原 誠 関根 信次
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト混合物に関する製造技術・施工技術の調査研究と技術見学会開催 ・アスファルト合材に関する埼玉県国土整備部との連絡会議(第39回)開催 ・全体会・勉強会開催(会員の資質向上・技術の研鑽 他) ・南関東アスファルト合材協会連絡協議会の一員として広域的に活動する ・委員会活動に参加し専門知識・技術水準の向上に努める。

一般社団法人さいたま市建設業協会

役 員	改選
会 長	斎藤 恵介
副 会 長	片山 金次郎・高橋 正雄 首藤 和彦・松永 大祐
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市の諸事業に対し積極的に協力する ・会員相互の技術の向上に努める ・協会員の資質向上とイメージアップ ・安全と環境保全に対する意識啓発 ・各種委員会活動の充実(8委員会)

NPO法人埼玉県建設発生土リサイクル協会

役 員	非改選
理 事 長	戸高 康之
副理事長	小沢 正康 佐藤 孝治
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会構築事業 ・改良土の研究、開発、普及促進事業 ・自然環境破壊防止活動事業 ・建設発生土受入先の情報提供事業

埼玉県下水道施設維持管理協会

役 員	非改選
会 長	小山 昇
副 会 長	大村 相基 町田 隆治
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会議 ・通常総会 ・埼玉県下水道局等への要望活動 ・建産連理事会

一般社団法人埼玉建築士会

役 員	改選
理 事 長	江口 満志
副理事長	丸岡 康一郎 佐藤 彰宏
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・建築士登録・閲覧事業 ・建築士制度普及啓発事業 ・調査研究事業(委員会・見学会他) ・知識及び技術向上の為の講習会事業 ・1級、2級及び木造建築士試験実施事業

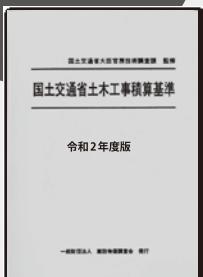
一般財団法人埼玉県建築安全協会

役 員	非改選
理 事 長	棄子 喬
副理事長	伊田 登喜三郎・江口 満志 岡村 一巳・宇野 茂樹
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・定期報告制度の周知、技術向上に関する事業 ・防災意識向上に関する事業 ・定期調査員及び検査員の把握及び情報の発信に関する事業 ・特定行政庁等との委託契約に基づく事業

一般社団法人埼玉建築設計監理協会

役 員	改選
会 長	田中 芳樹
副 会 長	神田 廣行・高梨 智浩 松崎 武志
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・職業倫理の徹底、社会的地位向上に関する活動 ・新入札制度の研究・提案 ・サスティナブル建築の研究 ・都市問題への提案 ・耐震マーク制度の推進

国土交通省
土木工事積算基準が
改定されました



国土交通省公表の
土木工事積算基準を網羅

2020年5月発行

11,000円+税

改定
概要

令和2年度版 国土交通省 土木工事積算基準

▶ 円滑な施工体制の確保

- 現道上の工事等における施工地域補正の改定

▶ 働き方改革に取り組める環境整備

▶ i-Construction の更なる拡大

- ICT活用工事に対して現場管理費の補正係数を新たに設定
- スラリー攪拌(ICT)、切削オーバーレイ工(ICT)の2工種を新設

▶ 改正品確法等を踏まえた積算基準の改定

- 工期と連動した間接工事費の設定
- 墜落制止用器具(フルハーネス型)の原則化に伴う積算対応

Check

書籍購入者限定 在宅勤務支援 令和2年度版「国土交通省土木工事積算基準」
〔電子書籍版〕を無償公開！

6月下旬
公開予定

※書籍ご購入者様に限り、電子書籍版を無償公開いたします。※閲覧方法など詳しい情報は書籍に同封されている案内をご覧ください。

 一般財団法人 建設物価調査会
(株)建設物価サービス 販売部 〔販売業務代行〕

 電話でのお問い合わせ
03-3663-8711

 パソコンからのお申込み
建設物価 Book Store

編集後記



こんなはずではなかった

昨年はラグビーワールドカップで日本中が沸き上がった。そして今年の今頃は、その勢いのまま東京オリンピックの開催で盛り上がり上がっている予定でした。

誰しもがこんなはずではなかったと思っている事でしょう。新型コロナウィルスの猛威は全ての日常を変えてしまいました。

経済はGDPの大幅な減少の割には、政府の多額なお金の投資により、株高を演じると言うねじれ現象は起こっているが、とりあえずパニックは抑えられています。しかし、緊急事態宣言は解除されたものの、第2波が寒い時期に起こるとされています。コロナで解った事は、日本の情報基盤の遅れを放置されて来た事です。

ピンチをチャンスとして社会の変革を起こし、イノベーションを誘発し、日本の実力はこんなはずではなかったとなりたいものです。

3密の習慣は、ニューノーマルとして日常に定着しそうですが、withコロナでこの危機を乗り越えましょう。

広報委員長

本稿を書いている6月29日現在で、東京、埼玉は宣言解除後の新型コロナウィルス感染者数が増加に転じていて、不安な日々です。4月の編集委員会も開催出来ませんでした。

個人的な話で恐縮ですが、3月1日に北海道で、6月20日に福岡でそれぞれ大事な人の葬儀があり、迷ったものの自分の判断で出かけました。

北海道に行った時は、前々日に北海道知事が独自に緊急事態宣言を行い、羽田も新千歳も札幌の街も、往復の機内も閑散としていました。

福岡に行った際は、他県への移動が解禁された当日の移動でしたが、羽田と福岡空港の待合室は、ソーシャルディスタンスをとるように、着席禁止の印がついた席がありました。

しかし肝心の機内では、そうした措置もなく、旅行客の減少による減便および機体の小型化により、往復ともほぼ満席でした。新型コロナの影響で深刻な経営難に陥っている航空会社の対応姿勢が良く分かりました。

新型コロナに対する感情は地域により個人によりそれぞれだと思いますが、「東京からの人は来てほしくない」「東京には行きたくない」という反応を身近で感じています。

幸いにして、埼玉県内の生コン会社では感染者が出ていません。工事現場でも工事がストップしたのはごく限られて現場ですぐに再開されました。

今後も関係者に感染者が出ず、社会生活が早く元に復することを祈っています。

広報副委員長

建産連ニュース第 165 号
令和 2 年 7 月 28 日発行
発行 一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会
企画・編集 広報委員会
〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋 4-1-7
TEL : 048-866-4301
FAX : 048-866-9111
URL : <http://www.sfcc.or.jp>

一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会 会員名簿（順不同）

〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4-1-7建産連会館1階
 一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会
 会長 星野 博之

電話 048-866-4301
 FAX 048-866-9111
 URL <http://www.sfcc.or.jp/>

(2019年 6月19日現在)

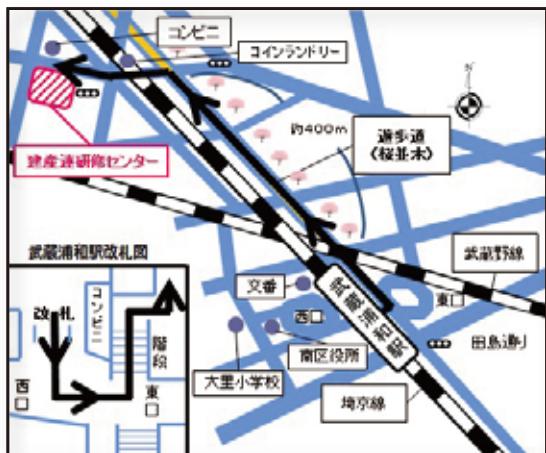
構成団体名	代表者	〒	所在地	電話番号	FAX
一般社団法人 埼玉県建設業協会	会長 伊田登喜三郎	336-0031	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	048(861)5111	048(861)5376
一般社団法人 埼玉県電業協会	会長 岡村 一巳	〃	〃	048(864)0385	048(864)0327
一般社団法人 埼玉県造園業協会	会長 渡邊 進	〃	〃	048(864)6921	048(861)9641
東日本建設業保証株式会社埼玉支店	支店長 佐藤 佳延	330-0063	さいたま市浦和区高砂4-3-15 K・Sビル5階	048(861)8885	0120(027)336
埼玉県電気工事工業組合	理事長 沼尻 芳治	331-0813	さいたま市北区植竹町1-820-6埼玉電気会館2階	048(663)0242	048(663)0298
一般社団法人 埼玉県空調衛生設備協会	会長 飯沼 章	338-0002	さいたま市中央区下落合4-8-10	048(855)4111	048(853)0676
一般社団法人 日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 松尾 康司	336-0031	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	048(866)4381	048(866)4382
埼玉県型枠工事業協会	会長 白戸 修	〃	〃	048(862)9258	048(862)9275
一般社団法人 埼玉建築土会	会長 江口 満志	〃	〃	048(861)8221	048(864)8706
一般社団法人 埼玉県建築士事務所協会	会長 栗田 政明	〃	〃	048(864)9313	048(864)9381
一般社団法人 埼玉建築設計監理協会	会長 田中 芳樹	〃	〃	048(861)2304	048(863)2495
一般社団法人 埼玉県測量設計業協会	会長 細沼 英一	〃	〃	048(866)1773	048(864)3055
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 島村 健	〃	〃	048(862)2542	048(862)9764
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 石綿 弘	362-0014	上尾市本町1-5-20	048(773)8171	048(773)8175
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 小山 昇	330-0061	さいたま市浦和区常盤9-5-8 トキワビル 武藏野環境整備㈱ 内	048(831)9667	048(822)7510
一般財団法人 埼玉県建築安全協会	理事長 桑子 喬	336-0031	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	048(865)0391	048(845)6720
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 星野 博之	〃	〃	048(864)9731	048(838)9490
埼玉県地質調査業協会	会長 越智 勝行	〃	〃	048(862)8221	048(866)6067
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 根岸 俊介	336-0017	さいたま市南区南浦和3-17-5	048(882)7993	048(883)3500
一般社団法人 埼玉県設備設計事務所協会	会長 金子 和巳	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-10-4	048(864)1429	048(866)5385
埼玉アスファルト合材協会	理事長 島村 健	336-0031	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	048(838)5636	048(816)9415

賛助会員

一般社団法人 さいたま市建設業協会	会長 斎藤 恵介	336-0031	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	048(863)3203	048(863)1794
特定非営利活動法人 埼玉県建設発生土リサイクル協会	理事長 戸高 康之	336-0031	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	048(839)2900	048(839)2901

埼玉建産連研修センター

研修・会議にご利用ください



[所 在 地]さいたま市南区鹿手袋4-1-7

[電 話]048-861-4311

[ホーメ ページ]<http://www.sfcc.or.jp/>

[E - M I L]k-center@sfcc.or.jp

[会 館 時 間]午前9時～午後5時(月～金)

※どなたでもご利用いただけます

武蔵浦和駅東口から花と緑の散歩道(遊歩道)
を歩き、約10分で到着します。

埼玉建産連研修センター簡易料金表

会議室名称		料金区分		午前	午後	全日
		最大収容人員		9:00~12:00	13:00~17:00	9:00~17:00
3階	大ホール	椅子席のみ	390人			
		机席 3人掛 (2人掛)	270人 180人	¥42,500	¥47,500	¥64,000
2階	200会議室	机席 3人掛	153人	¥28,500	¥35,500	¥46,000
	201会議室	机席 3人掛	99人	¥16,000	¥18,000	¥23,500
	202会議室	机席 3人掛	45人	¥8,500	¥9,500	¥12,500
	203会議室	コの字 3人掛	15人	¥4,000	¥4,500	¥6,000
1階	101会議室	机席 3人掛	104人	¥18,000	¥20,000	¥26,000
	102会議室	コの字 3人掛	15人	¥3,500	¥4,000	¥5,500
	103会議室	机席 3人掛	61人	¥12,000	¥13,000	¥17,500
	特別会議室	口の字	24人	¥11,000	¥12,500	¥16,500

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきま
すようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、こ
の条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属し
ます。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況
とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害につ
いても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可
無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記
の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成24年4月